

飯山市人権政策推進に関する基本方針

平成24年3月

飯 山 市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。二度にわたる世界大戦を経て、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、人権が尊重される世界の実現に向けて様々な取組が進められています。

飯山市では、平成9年（1997年）6月、差別や偏見のない、すべての人々の人権が尊重される社会を実現するため、「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成14年（2002年）6月には、人権が尊重される社会の実現に向け市民と共に積極的に取り組むための指針となる「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（「人権教育のための国連10年」飯山市行動計画）を策定し、市が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向を明らかにし、推進してきました。

全国的には、今日なお、同和問題や高齢者、障がいのある人の問題をはじめ様々な人権問題が発生しており、近年は、特にドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、また新たな課題としてインターネットの急速な普及を背景にして、ホームページや電子掲示板の匿名性を悪用した人権侵害などが顕在化しています。

さらには、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性同一性障がい者の人権、また個人情報の保護といった新たな分野の課題が生じています。

このため、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回は、これまでの成果や課題を踏まえ、現在の基本計画を継承・発展させ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくための見直しを行い、新たに「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を策定しました。

なお、今回の基本方針策定に際しては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年（2000年）法律第147号）に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年（2002年）3月15日閣議決定、平成23年（2011年）4月1日一部変更閣議決定）と、長野県が平成22年（2010年）2月に策定した「長野県人権政策推進基本方針」との整合性を持たせるとともに、審議会の開催、さらにパブリックコメント等により多くの市民の皆様の提言、意見を採り入れています。

今後、この「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を行政運営の指針と位置づけ、人権が尊重される視点にたって、飯山市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年3月

飯山市長 足立 正 則

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1	基本方針策定の趣旨	1
2	基本方針の位置づけ	1

第 2 章 人権政策の基本理念

1	人権の概念	2
2	人権政策の基本理念	2

第 3 章 人権施策の方向性

1	人権の視点に立った行政	3
2	あらゆる場における人権教育・啓発	3
	（1）学校における人権教育	3
	（2）社会における人権教育・啓発	4
	（ア）家庭・地域	4
	（イ）企業・職場	5
	（3）人権にかかわりの深い職業従事者	5
3	人権の相談・支援	6

第 4 章 分野別施策の現状と今後の方向性

1	同和問題	7
2	外国人	8
3	女性	9
4	子ども	10
5	高齢者	11
6	障がいのある人	11
7	様々な人権課題	12

第 5 章 推進体制

1	国・県等関係機関との連携強化	13
2	市における推進体制	13
3	基本方針の見直し	13

付属資料

1	世界人権宣言	14
2	日本国憲法（抄）	18
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	22
4	差別のない明るい飯山市を築く条例	23
5	人権尊重都市宣言	25
6	策定の経過、差別のない明るい飯山市を築く審議会委員名簿	26
7	人権問題に関する市民意識調査のまとめ（抜粋）	27

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

飯山市における人権施策の取り組みは、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和対策事業と同和教育を中心として今日まで進めるほか、青少年の健全育成対策、男女共同参画社会の形成、高齢者、障がいのある人等の権利擁護や福祉サービス、自立支援などの様々な施策に対応するための個別計画の策定や日常的なサービス体制の整備に努めてきました。

また平成9年（1997年）6月には「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定し、市及び市民の責務を明確にし、同和問題をはじめあらゆる人権問題についての教育及び啓発活動を推進してきました。さらに、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため平成12年（2000年）4月「飯山市差別撤廃と人権擁護推進本部」を設置し、市民一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」を目標に掲げて行政施策を推進しています。

なお平成14年（2002年）3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、昭和44年（1969年）以降実施してきた同和問題に関する特別対策事業は終了し、一般対策により対応することとなりました。

同年6月には人権尊重社会の早期実現に向けて市民一人ひとりが確かな歩みを進めるために「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（「人権教育のための国連10年」飯山市行動計画）を策定し、様々な人権課題に対応した人権教育・啓発活動に取り組んできました。

また、平成20年度（2008年度）に策定した飯山市第4次総合計画後期基本計画においては、「人権尊重意識の向上と人権教育の推進」を重点施策として位置づけ、「ふるさとに根をはり、自分らしい生き方で、いきいきとすごせるまちをつくる」ことを目指しています。

しかし、社会には依然として、差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、また、少子・高齢化、国際化、情報化の進展などに伴って、新たな問題が生じてくるなど、人権問題は多様化、複雑化してきています。

飯山市では、このような社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）に基づき、市が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を策定するものです。

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、飯山市における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。飯山市では、この方針に基づき、様々な人権課題の解決に向け、施策を推進していきます。

市民の皆様や企業、地域団体においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

第2章 人権政策の基本理念

1 人権の概念

人権とは、世界人権宣言において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

また、憲法第13条では「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

人権は、人間として当たり前に持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の権利を侵されないことです。

価値観が多様化し、個人の権利意識が高まるなど、社会が変化していく中で、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。このような中であっても、「人間の尊厳」を原点として人権を捉えることが重要です。

2 人権政策の基本理念

飯山市の人権政策は、「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きることができる「共生社会」の実現、すなわち「人権が尊重されるまちづくり」を基本理念とします。

なお、人権尊重社会を実現するために、市民一人ひとりが各人の権利の行使に伴う責任を自覚し、自他の人権を尊重できる意識を醸成します。

また、人権尊重の視点に立って施策を推進し、市民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参画できる社会環境を整備します。

第3章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に施策を推進することにより人権が尊重される飯山市を築いていきます。

市が行うすべての業務は、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「環境」などさまざまな分野で市民の人権に関わっています。

このためすべての市職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実施・点検・改善に当たります。

また、職員研修を通じて職員の資質と人権意識の向上を図ります。

2 あらゆる場における人権教育・啓発

市民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

飯山市学校教育振興基本計画及び飯山市社会教育振興基本計画が進める取り組みと連携しながら教育・啓発を行っていきます。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方（考え方）に関わることであり、押し付けにならないよう、自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。人権意識は日々の生活の様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることを伝えていきます。

また、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

(1) 学校における人権教育

当市では、第4次総合計画（平成15年度（2003年度）～24年度（2012年度））に基づき学校等で発達段階に応じた人権感覚を育てる教育に取り組んできました。

平成21年（2009年）7月には、「飯山らしい学校教育計画」（飯山市学校教育振興基本計画）を策定し、「悠久のふるさと飯山を受け継ぎ支えていく人材の育成」を中心に据えて、新しい時代に生きる豊かな感性と自立した社会人としての資質を高める教育に取り組んでいます。この中では、「ふるさとへの関心や愛着を育てる」「分かる授業の実現、確かな学力の向上をめざす」「地域の願いや力を学校教育の中に生かす」の三つの重点施策を掲げ、「ふるさとに誇りと夢を持つ児童生徒」「自分の考えで判断行動し、たくましく生きる力を持った児童生徒」「知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を備えた児童生徒」の育成をめざして実践しています。

また、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校が相互に連携して、人

権感覚を育てるとともに、身のまわりの生活の中にある差別や偏見やいじめに気づき進んで解消しようとする意欲と実践力をもった人間の育成をめざして、一貫した人権教育を日常的に実践してきました。

こうした取り組みにより、児童生徒の人権尊重の精神が涵養され、人種や国籍、障がい等による差別や人権侵害を克服して共に生きる意識が生れ始めています。さらに、いじめ、暴力行為、偏見や差別の根絶を目指します。

人権教育はすべての教育の基盤という理念に立ち、学習指導の一層の工夫改善や教職員の研修など、人権尊重の視点に立った学校づくりに積極的に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 幼児期は、身近な動植物に親しみ、生命の大切さや豊かな心を育てることを通して人権感覚が芽生え、人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから家庭、地域、幼稚園・保育園、関連機関などと連携しながら人権教育を推進します。特に遊びを通して、友達を大切にする仲間づくりなど、人権尊重の意識を育みます。
- ② 学校では、児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動など教育活動全体を通じて人権尊重の精神を涵養し、一人ひとりを大切にした教育の充実を図ります。また、ボランティア活動や自然体験活動など、人々との交流の機会を通して人権教育の充実を図ります。
- ③ 効果的な教育実践方法や学習教材などについての情報収集や調査研究を行い、学校へ提供していきます。また、自己の生き方の指針となる人権教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の充実を図ります。

（２） 社会における人権教育・啓発

（ア） 家庭・地域

家庭は子どもが家族とのふれあいを通じて、生命や人権の尊さを認識し、社会生活に必要なとされるルール・マナーや社会性を身につけたり、人格形成の基礎を育む場であることから、家庭教育の向上を図るための支援を行っています。

地域においては、公民館等の社会教育施設を中心として多様な人権同和問題に関する学習機会の充実を図っています。

平成22年（2010年）9月には飯山らしい社会教育計画（飯山市社会教育振興基本計画）を策定し、市民一人ひとりが、自分の個性を活かし、自分らしく豊かな人生を送るための「生涯学習社会」実現に向けて具体的な施策を推進しています。

また同年、「人権同和推進員」を改称し「人権同和男女共同参画地域推進員」として委嘱、地区や集落ごとの学習会を実施し、様々な人権及び男女共同参画社会づくりに関する意識啓発を推進しています。

さらに、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化や災害などに伴う新たな人権問題に対処できるよう、あらゆる社会教育の場で積極的な取り組みが必要です。

そのため、地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の充実を図り、学習意欲を高めるような参加体験型の研修を取り入れるなど、適切な研修内容や方法を創意工夫し、人権教育・啓発に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 第三日曜日を「家庭の日」とし、団らんのある家庭づくりを呼びかけ、生命や人権を尊重する豊かな人間性を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。

- ② 自主的な人権学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級、講座等の開設や交流活動を積極的に推進します。
- ③ 地域社会において人権教育を先頭になって推進していく指導者研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ります。
- ④ 地域に密着したきめ細かい多様な人権に関する学習、啓発活動の充実を図ります。
- ⑤ 社会福祉協議会、PTA、区長会、公民館等関係諸団体との連携を深め、市民が一体となった人権教育を推進します。

(イ) 企業・職場

企業は、社会性・公共性を有しており、社会的責任とともに社会的貢献が求められ、人権問題の解決をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子・高齢化社会への対応などで果たすべき社会的役割を担っています。

当市では、昭和52年（1977年）2月に51事業所が参加して「飯山市企業同和教育推進協議会」が設立され、現在は「飯山市企業人権教育推進協議会」に改称し、61事業所が加入して、自主的に企業内人権教育を推進しています。

また、市及び飯山市企業人権教育推進協議会では企業内の指導者を養成するため、企業人権教育講座を実施し、市内企業における人権教育・啓発の推進を支援しています。

しかし、採用選考に際しての不適切発言等や職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなど人権侵害の事例も全国的にみられることから、引き続き関係機関と連携して企業への周知・啓発を行います。

〔施策の方向〕

- ① 企業が社会的な責任を自覚し、企業内における人権教育・啓発活動に積極的な取り組みができるように、飯山市企業人権教育連絡協議会等と連携し、支援します。
- ② 企業が自主的に人権教育に取り組めるよう指導者の養成や資質向上の取り組みを支援します。

(3) 人権にかかわりの深い職業従事者

当市では、人権教育の推進にあたって、市職員、教職員などとりわけ人権とかかわりの深い職業従事者に対しての人権同和教育を推進してきました。

今後は、これまでの研修により積み重ねてきた経験や手法を生かすとともに、市民に一層信頼される職業人を目指して人権感覚の育成に努めます。

〔施策の方向〕

- ① 公務員は、全体の奉仕者として公平で公正な行政施策を推進する上で特に人権感覚が大切であるため、計画的な人権教育を実施します。
- ② 市職員及び市行政施設の職員は、一人ひとりが人権行政の担い手であることを強く認識して、人権尊重の視点に立って職務を遂行する立場であるため、全職員を対象とした人権教育研修の充実を図ります。
- ③ 教職員は、子どもたちの人格形成期に教育活動を通じて大きな影響を与えるため、自らの人権感覚を磨くとともに、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるようきめ細かな人権教育をすすめる研修の充実を図ります。
- ④ 医療関係者は、患者等の人権に配慮した対応が求められるため、医療機関等に対

して、人権に関する教育・研修の充実を要請します。

- ⑤ マスメディア関係者は、情報化の進展に伴い、その社会的な役割や影響がますます大きくなっており、人権尊重の視点に立った取材や報道を行うことが求められることから、職場における自主的で、積極的な研修などの取組みを要請します。

3 人権の相談・支援

市民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

（１）国、県、関係機関との連携

人権に関する問題の解決に向け、相談・支援の実効性を高めるため、国、県、人権擁護委員など、人権に関わる幅広い関係機関と連携して対応します。

（２）相談窓口の周知広報

市民が、人権問題を自らの判断で解決できるよう、各種相談窓口や支援制度などについて、様々な機会や広報媒体を通じて周知します。

第4章 分野別施策の現状と今後の方向性

1 同和問題

飯山市は、昭和40年（1965年）8月の同和対策審議会答申及び平成元年（1989年）2月、平成9年（1997年）2月の飯山市部落解放審議会答申の精神を尊重しながら、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け、総合計画「飯山新世紀プラン」に基づき、関係機関・団体と協力して「差別のない明るい社会」の実現に向けて鋭意努力してきました。平成9年（1997年）2月「飯山市における今後の同和対策について」の部落解放審議会答申では、とりわけ差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動の充実が提起されました。

これを受けて、平成9年度（1997年度）に「飯山市同和（人権）教育基本方針」と「飯山市同和（人権）教育5か年計画」を策定するほか、平成10年度（1998年度）に策定した「第3次飯山市総合計画後期基本計画」の中でも位置付けして、同和問題の早期解決と人権意識の普及・高揚を目指し、同和教育の充実と同和対策事業を計画的に推進してきました。

また、平成14年（2002年）3月末をもって、同和問題に対する国の特別対策事業は終了し、一般対策事業に移行しましたが、平成13年（2001年）12月27日付けの差別のない明るい飯山市を築く審議会答申「飯山市における今後の同和対策等について」では、同和問題について、偏見や誤った意識はまだ根強く残っている。同和問題の解決なくして「人が人として尊重される社会」の実現はないとしています。今後は同和問題を人権問題という本質から捉え、人権同和問題の解決の視点にたち、市民一人ひとりが自分自身の課題として捉える取り組みへ力点を移した施策を推進していくことを提起しています。

これを受けて、平成14年（2002年）6月「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」〔人権教育のための国連10年〕飯山市行動計画を策定、平成20年度（2008年度）策定の「第4次飯山市総合計画後期基本計画」の中でも位置づけて、現在まで様々な施策を積極的に推進してきました。

しかし、平成20年（2008年）12月～平成21年（2009年）1月に、市民を対象に実施した人権問題に関する市民意識調査「今なお県内でも差別的な電話や発言等がある同和問題についてどのようにお考えですか」の問いに、6%の人が「根強く残っている」59%が「まだ残っている」と答えています。また、「どのようなことで差別が残っているとお考えですか」の問いには52%が「結婚」と答えています。

これまでの取り組みにより、生活環境等の改善については一定の成果をあげましたが結婚等に伴う差別意識の問題がいまだに根強く残っています。学校、家庭、地域、企業、職場など、様々な場を通じての教育・啓発を推進し、同和問題と人権尊重の理念に対する正しい理解と差別意識の解消に取り組めます。

〔施策の方向〕

- ① 生活環境の改善は一般施策となっていますが、事業にあたり創意工夫をして引き続き実施します。
- ② 「差別のない明るい飯山市を築く市民大会」をはじめ各種の広報媒体を活用して、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として認識するための人権啓発活動を推進します。
- ③ いいやま人権福祉センターを拠点として、健康教室、クラブ活動などの各種の住民交流活動を推進します。
- ④ 幼児期から高校生までの発達段階に応じ一貫した人権(同和)教育を実践するため、相互の連携を図るとともに、教職員を対象とした指導研究機会の充実を図ります。
- ⑤ 公民館や各種団体に働きかけ、学習会や講座などの地域ぐるみの人権(同和)教育を推進します。また、人権(同和)教育のリーダーを養成し、その活用を図ります。
- ⑥ 企業内の人権(同和)教育を引き続き推進します。
- ⑦ わかりやすい人権(同和)教育・啓発資料の提供に努めます。
- ⑧ 人権擁護委員と連携した人権に関する相談体制の充実を図ります。
- ⑨ いいやま人権福祉センターに、引き続き公共職業安定所や関係機関と連携した職業相談体制及び人権福祉総合相談窓口を開設するとともに、人権教育・啓発の拠点となる「開かれたセンター」として、その充実に努めます。

2 外国人

当市に居住する外国人は、平成23年(2011年)5月1日現在208名で、その国籍も12か国に及んでいます。市民は、職場、学校、地域社会など日常生活の様々な場面で外国人と密接にかかわりをもっています。市では、外国語表記のパンフレットの配布や、転入手続きの際には健康保険や年金などの各種制度の説明、併せてごみの出し方等、日常生活に関する情報の提供など、外国人が暮らしやすい施策を推進してきました。

また、現在では、国際交流員1名、小・中学校にそれぞれ2名の「外国語指導助手」を配置し、子ども達に小さいときから国際理解のための教育を推進しています。

外国人と日本人が住民として共に生活できる、開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく理解し、尊重するとともに、広く市民の間に多元的文化や多様性を容認する「共生の心」を醸成し、共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指します。

〔施策の方向〕

- ① 国際交流員による各種交流活動、公民館などで行う講習会の開催、地区の人権学習会などの場を活用して、人権の尊重や多様な文化の理解など、国際理解の促進と共生意識の醸成に努めます。
- ② 学校において国際理解のための教育を推進します。
- ③ 外国籍の児童生徒には、就学の機会を保障するとともに、日本語の習得、生活適応のための相談指導に努めます。
- ④ 日常生活に必要な情報の提供、生活相談など支援体制を充実します。

3 女性

当市では、女性の地位を高め、意識の向上を目指して様々な女性団体が連携し、自主的活動を広げてきました。その中で女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、平成9年（1997年）女性問題懇話会が発足し、平成12年（2000年）3月に第一次飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」が策定されました。

平成13年（2001年）「飯山市男女共同参画推進委員会」が設置され、「男女共同参画社会づくり」を推進している様々な団体と連携しています。平成16年（2004年）には「飯山市男女共同参画コミュニケーター」を設置して、地域学習会で住民への意識向上の啓発に取り組んでいます。

また、平成20年（2008年）2月には、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が制定され、平成22年（2010年）には5年ごとに計画を見直した第二次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。

現在、法律や制度面では、男女共同参画実現のための整備がなされてきましたが、依然として社会には、意識・慣習の中に固定的性別役割分担が残っており、様々な分野で男女平等が実現されているとはいえない状況にあります。

当市は、市民のだれもが性別にかかわらず人権が尊重され、それぞれの個性や能力を発揮でき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野に積極的に参画できる、男女共同参画社会の実現をめざし、市と市民、事業者、地域団体が連携・協力して施策を進めていきます。

〔施策の方向〕

- ① 「いいやま男女共同参画プラン21」に掲げる事項を基本施策として推進します。
- ② 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、家庭・地域、企業・職場において、啓発活動の充実を図ります。
- ③ 幼稚園・保育園及び学校では、男女が互いの個性や能力を尊重しあい、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図ります。
- ④ あらゆる分野の意思決定・方針決定過程への女性の参画を積極的に進めます。
- ⑤ 雇用における男女平等の確立を目指し、法律や制度の周知徹底を図るほか、職場において女性の能力が正しく認められ働きやすい環境が整備されるよう啓発に努めます。
- ⑥ 男女間のあらゆる暴力の根絶とセクシャル・ハラスメント防止のため、啓発活動に努めます。
- ⑦ 女性問題の相談窓口を引き続き開設し、充実に努めます。

4 子ども

当市では、昭和47年（1972年）に青少年育成連絡協議会を設置し、地域の集落ごとに子ども会育成会を設置し、区、PTA、地域の公民館をはじめ市民全体の協力を得て、青少年の健全育成活動を推進してきました。

また、昭和49年（1974年）に青少年補導センターを設置し、青少年補導員61名を委嘱して、非行防止や街頭補導、有害環境の排除活動等子どもたちの善導活動を行ってきました。

平成5年（1993年）3月には、従来の青少年対策を総合的に推進するため、市民の青少年関連43団体による飯山市青少年育成市民会議を結成して、市民総ぐるみの育成活動を推進してきました。

さらに、核家族化や共働きの増加に対する子どもたちの健全育成を支援するため、昭和61年（1986年）には「児童センター」を開設し、現在では、児童館・児童センターが各2カ所、児童クラブが4ヶ所運営されています。

また、平成11年（1999年）には「子育て支援センター」を設置し、育児不安等の相談事業にも取り組んでいます。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や児童虐待、インターネットや携帯電話を通じて、出会い系サイト等を利用した子どもたちが事件に巻き込まれ被害に遭うケース、ニート、ひきこもり、不登校など子どもを取り巻く問題は、懸念すべき状況にあります。

このような状況から、子どもに関する問題については、子どもの視点にたって、子どもの人間としての権利を大切にし、市民一人ひとりが家族や子育てに関する関心を一層高め、行政、家庭、学校、地域や企業等社会全体で取組みを推進します。なお、大人社会における利己的な風潮や金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していく必要があります。

また、大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくとともに、「飯山市次世代育成支援行動計画」に基づき、学校、家庭、地域において、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 学校、家庭、企業、地域など市民全体で、相互に連携を取りながら子どもの人権尊重と保護に向け、啓発活動を推進します。
- ② 子どもたちの主体性を育む育成組織の充実を図ります。
- ③ 人権学習をととして、子どもたちが自他の権利を大切にすることや、社会の中で果たすべき責任や義務についての指導に努めます。
- ④ 子どもが社会性を身に付けるとともに、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人たちとのふれあいや交流活動等を推進します。
- ⑤ 市の「子育て支援センター」等で、引き続き子育て相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 子どもたちに有害な環境の改善に努めます。
- ⑦ 人材バンク等の活用による子どもたちへの地域の教育力の向上を図ります。
- ⑧ 校内暴力やいじめ、不登校などに対して、学校・教育事務所等の関係機関と連携して教育相談指導の充実を図ります。

5 高齢者

当市では、平成5年（1993年）に「飯山市老人保健福祉計画」を策定し、各種の施策を実施してきました。

高齢化の進展に伴い、平成12年（2000年）には、新たな「飯山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、3年毎に見直しを図りながら、保健福祉サービスを充実していくとともに、家庭や住み慣れた地域の暖かいふれあいの中で、お互いに助け合い、必要なサービスが気軽に受けられる高齢者の福祉社会づくりに努めてきました。

各種の制度や施策の実施により、高齢者福祉については充実が図られてきましたが平成20年（2008年）4月には高齢化率が30%を超え、ますます高齢化が進む中で、高齢者の人権に係わる問題として、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害の新たな問題が提起されています。

また、高齢者の社会生活の困難性などが指摘されていることから、高齢者が安心して自立した生活が送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取り組みを推進します。

〔施策の方向〕

- ① 「飯山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進します。
- ② 高齢者も社会を構成する重要な一員として、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、人権尊重思想の普及高揚を図ります。
- ③ 高齢者の学習機会の整備や高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かした社会参加機会の充実と社会参加しやすい環境整備を図ります。
- ④ 人権擁護委員、社会福祉協議会と連携した高齢者相談体制の充実を図ります。

6 障がいのある人

当市では、昭和59年（1984年）に「ともに生きる社会をめざして」をスローガンに、「障害者に関する長期行動計画」を策定し、障がいのある人たちが障がいのない人たちと同様に、家庭や地域などをあらゆる場面で社会参加をすることができる社会をめざす「完全参加と平等」の理念の実現に向け、様々な施策を実施してきました。引き続き平成13年（2001年）には「人々が健康で幸せに暮らせるまちをつくるために」を基本理念に、「第2次障害者対策に関する長期行動計画・いきいき障害者プラン」を策定し、平成19年（2007年）には飯山市障害者計画及び障害者福祉計画（第Ⅰ期）、平成21年（2009年）に障害者福祉計画（第Ⅱ期）を策定し、障がい者施策の一層の推進を図ってきました。

障がいのある人々は、様々な物理的又は社会的障壁のために不利益をこうむることが多いため、その自立と社会参加を市民全体で支え、促進していくことが大切です。平成16年（2004年）に「障害者基本法」が改正され、法の基本理念の中に「障害を理由とする差別の禁止」も明記され、障がいのある人も、ない人も「共に生きる社会」実現のために取り組んでいく必要があります。障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が大きく影響していますので、認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ① 飯山市障害者計画及び障害福祉計画（第Ⅱ期）を推進します。

- ② 障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくすために、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ③ 障がいのある人、ない人が「共に生きる社会」実現のため、ボランティア活動や各種交流活動を推進します。
- ④ 障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、ユニバーサルデザイン化など「福祉のまちづくり」を推進します。公共施設についても改善を進めます。
- ⑤ 障がいのある人の人権擁護のため、人権擁護委員と連携した相談体制の充実を図ります。

7 様々な人権課題

人権問題については、1～6に記述した以外にも多くの問題があり、それぞれ関係法律によって、人権啓発や社会参加の推進が図られています。飯山市では従来各種の学習会や講座などの機会を通じて様々な人権問題についての啓発に努めてきましたが、今後はより視野を広げたくめ細かな人権教育・啓発に取り組めます。

〔施策の方向〕

- ① HIV感染者に対する人権擁護については、感染予防のための正しい知識の普及を行うとともに、知識不足や誤解によって生じたさまざまな偏見や差別をなくす啓発活動に取り組むほか、地域社会と患者・感染者との共生を図ります。
- ② ハンセン病患者・元患者に対する人権擁護については、ハンセン病の正しい知識の普及啓発を推進し、偏見や差別の解消に努めます。
- ③ 刑を終えて出所した人に対する人権擁護について、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう偏見や差別の解消に努めます。
- ④ 犯罪被害者等に対する人権擁護については、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するほか、プライバシー侵害、名誉毀損、過剰取材などから人権擁護に対する啓発に努めます。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権擁護については、アイヌ民族の歴史文化に対する関心を一層高め、偏見や差別の解消に努めます。
- ⑥ プライバシーの侵害に関する事例は、情報化社会の中で以前にもまして多く発生しており、プライバシーの保護について啓発に努めます。
- ⑦ 地域社会における慣行や因習あるいは考え方で差別や差別につながる恐れのあるものについては、見直しや研究を進めます。
- ⑧ インターネットによる人権侵害は、情報化時代を代表する特異な現象として急増しているため、許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案については、プロバイダーに対して関係機関と連携し、自主規制を要請するほか、当該情報等の停止・削除を申し入れます。
- ⑨ 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、拉致問題を早期に解決するため、この拉致問題に関する広報・啓発に努めます。
- ⑩ 性同一性障がい者等に対する認識を深めるとともに、人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛など性的少数者に対する偏見や差別の解消を目指して、広報・啓発に努めます。

第5章 推進体制

1 国・県等関係機関との連携強化

国・県を含むそれぞれの関係機関では、人権に関する各種の施策が取り組まれています。この計画を効果的に推進していくために、関係機関と連携を密にし、情報交換、協力体制を図りながら推進していきます。

2 市における推進体制

人権政策の効果的な推進にあたっては、「飯山市差別撤廃と人権擁護推進本部」において、行政と市民が一体となって取り組んでいくこととします。

また、「差別のない明るい飯山市を築く審議会」等の意見や提言を生かして施策を推進していきます。

3 基本方針の見直し

社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、差別のない明るい飯山市を築く審議会に意見を求めるとともに、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日

第3回国際連合総会において採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対して

も、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行のときに国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われたときに適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭を作る権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

（日本国民たる要件）

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(公務員の不法行為による損害の賠償)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隷的拘束及び苦役の禁止)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信の秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国に移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保

障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、搜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界)

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

差別のない明るい飯山市を築く条例

平成9年6月27日条例第16号

改正

平成15年6月27日条例第16号

平成19年3月28日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念並びに人権尊重都市宣言（平成6年3月16日飯山市議会議決）の精神にのっとり、人権意識の高揚を図ることにより、部落差別等あらゆる差別のない明るい飯山市を築くことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を推進するものとする。

(実態調査の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に反映するため、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

(審議会)

第6条 差別のない明るい飯山市を築く審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するための重要事項について調査及び審議する。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(飯山市部落解放審議会条例の廃止)

- 2 飯山市部落解放審議会条例（昭和 32 年飯山市条例第 22 号）は、廃止する。
（任期の特例）
- 3 この条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 9 条本文の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。
（この条例の改廃についての検討）
- 4 審議会は、国及び県の法的措置等並びに市民の人権意識の状況等を総合的に勘案して必要があると認める場合において、又はこの条例の施行の日から 5 年ごとに、この条例の改廃について検討し、その結果を市長に建議するものとする。
（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 5 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年飯山市条例第 39 号）の一部を次のとおり改正する。
別表中「部落解放審議会の委員」を「差別のない明るい飯山市を築く審議会委員」に改める。

附 則（平成 15 年 6 月 27 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

人 権 尊 重 都 市 宣 言

平成6年3月16日 議案第40号
飯 山 市 議 会 可 決

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や国内外において強い社会的要請にまで高まっている。

しかるに、わが国においては、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象は容易に後を絶つことがなく、平和で明るい地域社会の存立を脅かしている。

よって本市は、あらゆる差別のない、人権が何より尊重される文化国家、福祉国家の構築が急務であることを認識し、すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育、啓発等の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

飯山市人権政策推進に関する基本方針策定の経過

審議会開催状況	第1回 平成23年 6月21日	第2回 平成23年 8月22日
	第3回 平成23年10月26日	第4回 平成23年11月28日
市長への答申	平成23年12月14日	
部課長会議説明	平成23年12月20日	
議員全員協議会説明	平成23年12月26日	

差別のない明るい飯山市を築く 審議会委員名簿

(氏名は五十音順・敬称略)

職 名	氏 名	団 体 名 (役職)
会 長	常盤井智海	飯山市人権同和男女共同参画地域推進員会 会長
副会長	新井 清文	飯山市企業人権教育推進協議会 会長代理
委 員	岸 田 勉	飯山市民生児童委員協議会 会長
委 員	小橋 久男	部落解放同盟飯山市協議会 会長
委 員	小林 一洋	飯山市校長会 人権同和教育委員・秋津小学校長
委 員	小林 常男	飯山市老人クラブ連合会 会長
委 員	清水 俊文	飯山市PTA連合会 会長
委 員	関 保 典	飯山人権擁護委員協議会 副会長
委 員	田中 吉江	飯山女性教育を考える会 委員
委 員	手塚 宏之	飯山市男女共同参画推進委員会 会長
委 員	橋爪万利子	飯山市婦人団体連絡協議会 会長
委 員	服部 秀人	飯山市公民館 館長
委 員	丸山 英記	北信地区労働組合会議 労組会議加盟組織 飯山市職員労働組合執行委員長
委 員	丸山 好明	飯山市区長会協議会 委員
委 員	山崎 正孝	飯山市身体障害者福祉協会 会長

人権問題に関する市民意識調査のまとめ (抜粋)

(平成20年12月～平成21年1月実施)

飯山市 総務部 人権政策課

調査抜粋項目	28
I 調査概要	29
II 調査結果	
2 あなたの経験等について	
問 5 他人から差別的な扱い等を受けたことの有無	30 ～ 31
問 6 今後差別的な扱いを受けたときの対応	31
3 同和問題について	
問 7 同和問題に関する最初の認知	32
問 8 同和問題に関する認識	32 ～ 33
問 10 結婚に関する認識（未婚）	34
問 11 結婚に関する認識（既婚）	34
4 子どもの人権について	
問 13 子どもの人権に関する問題の認識	35 ～ 36
問 14 子どもの人権に関する問題を解決するための考え方	37
5 高齢者の人権について	
問 15 高齢者の人権に関する問題の認識	38 ～ 39
問 16 高齢者の人権に関する問題を解決するための考え方	40
6 障がいのある人の人権について	
問 17 障がいのある人の人権に関する問題の認識	41 ～ 42
問 18 障がいのある人の人権に関する問題を解決するための考え方	43
7 女性の人権（男女共同参画）について	
問 19 女性の人権に関する問題の認識	44 ～ 45
問 20 例題に対する認識	46
8 外国人の人権について	
問 21 外国人の人権に関する問題の認識	47
9 インターネットによる人権侵害について	
問 22 携帯電話又はパソコンの使用の有無	48
12 人権の学習会等について	
問 27 取組む必要があると思う人権問題	49
問 28 人権問題を解決するための考え方	50

調査概要

1 調査の目的

同和問題をはじめとする人権問題に関する市民の意識の現状を把握し、今後の人権施策推進の資料とします。

2 調査の対象

飯山市の住民基本台帳に登録されている20歳以上の人の中から、次の点に配慮して、無作為に2,000人を抽出しました。

(1) 男性1,000人、女性1,000人としました。

(2) 20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6段階に分け、各年代均等の人数としました。

(3) 年代別抽出数（調査票送付数）

項目		計（人）		男性（人）		女性（人）		摘要
飯山市の人口		24,816		11,984		12,832		平成20年11月30日現在の住民基本台帳人口
20歳以上の計		20歳以上	抽出数	20歳以上	抽出数	20歳以上	抽出数	20歳以上は平成20年12月1日現在の人口
		20,265	2,000	9,647	1,000	10,618	1,000	
内訳	20歳代	2,243	332	1,147	166	1,096	166	男女は同数 抽出は各年代で均等 (70歳以上で調整)
	30歳代	2,636	332	1,350	166	1,286	166	
	40歳代	2,775	332	1,412	166	1,363	166	
	50歳代	3,644	332	1,864	166	1,780	166	
	60歳代	3,132	332	1,590	166	1,542	166	
	70歳以上	5,835	340	2,284	170	3,551	170	

3 設問数

29問（設問数が30を超えると回収率が極端に低下する傾向にあるため、30問以下に設定。）

4 調査の時期

平成20年12月26日から平成21年1月16日まで

（年末年始の時期は、市民が郵便局（郵便ポスト）に出向く機会が多くなるため、その時期に設定。）

5 調査の方法

(1) 郵送による配布及び回収としました。

(2) 無記名の調査票としました。

6 回収の状況

回答者数は896人。回収率は、44.8%でした。

7 調査のまとめの留意点

(1) 目次Ⅱの調査結果はグラフを用い概要をまとめ、明細については目次Ⅳの資料としました。

(2) 調査結果のグラフ欄及び資料の設問欄については、要約して記載した場合があります。設問については、調査票（様式）を参照してください。

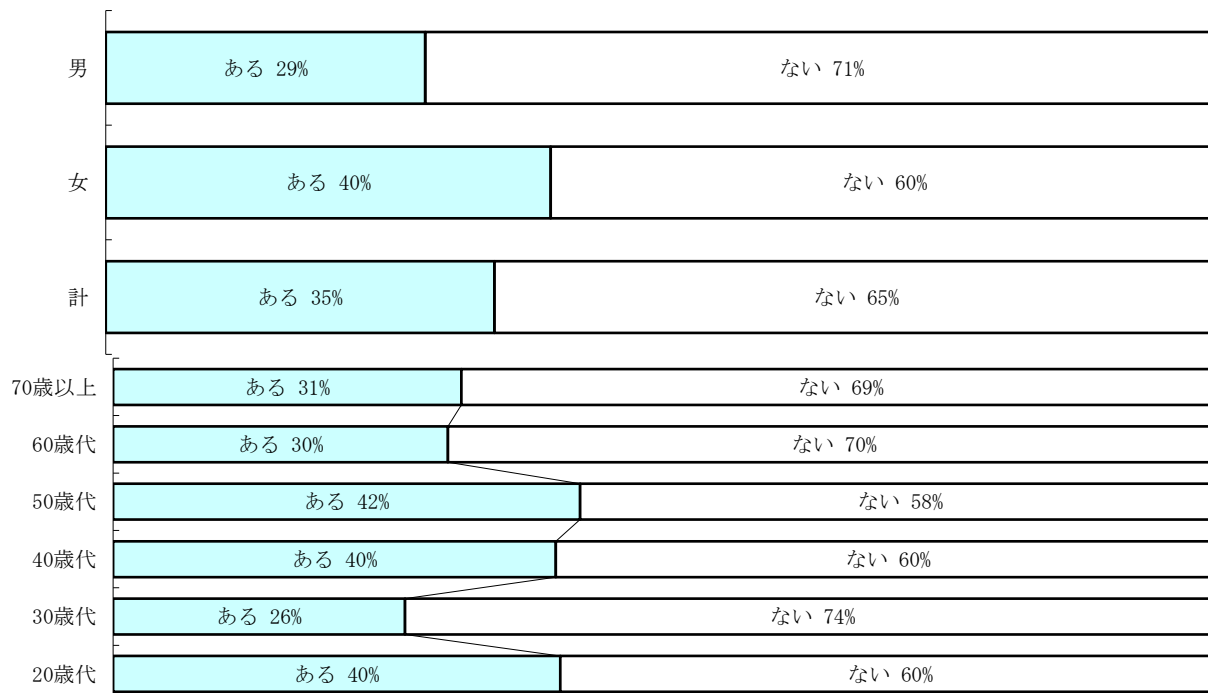
(3) 各回答項目の割合は、表示単位未満四捨五入しました。このため、合計しても100%にならない場合があります。

(4) 平成21年2月末日までに回答のあった調査票を集計してあります。

2 あなたの経験等について

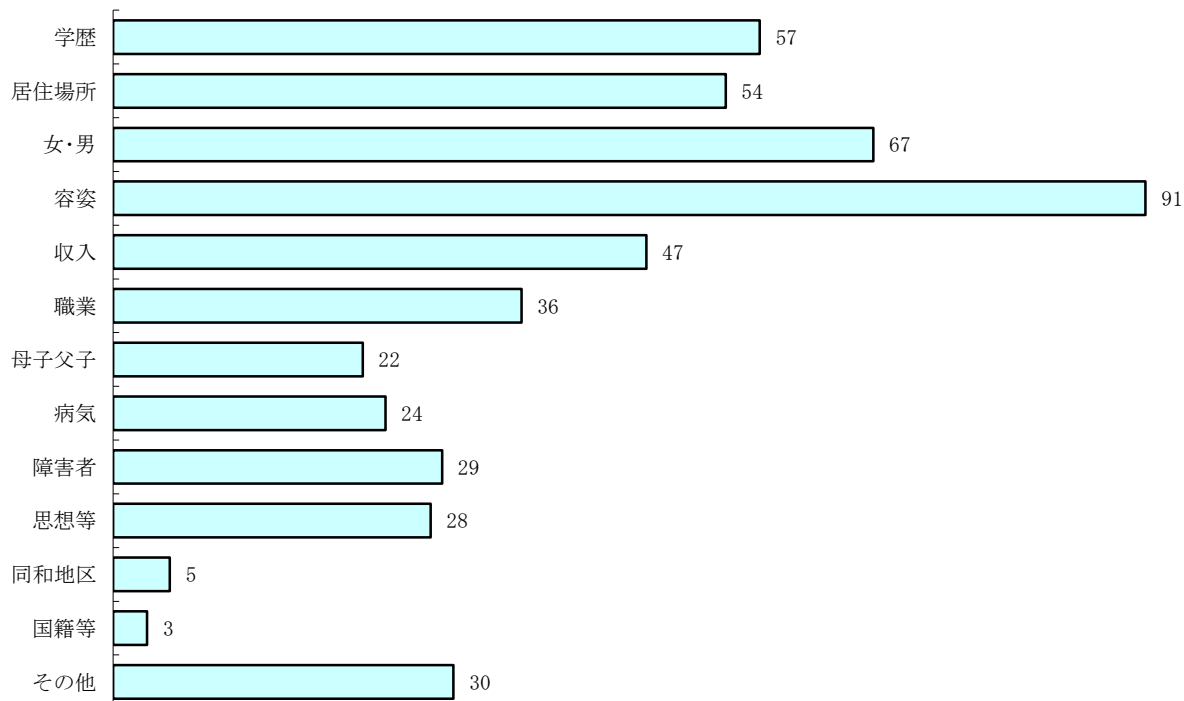
問5 あなたは、他人から差別的な扱いや言動を受けたことがありますか。（この欄は○は1つ）

回答者数 836 人



問5 ある場合、理由はどのようなものでしたか（この欄は○はいくつでも）

回答件数 493 件（複数回答）



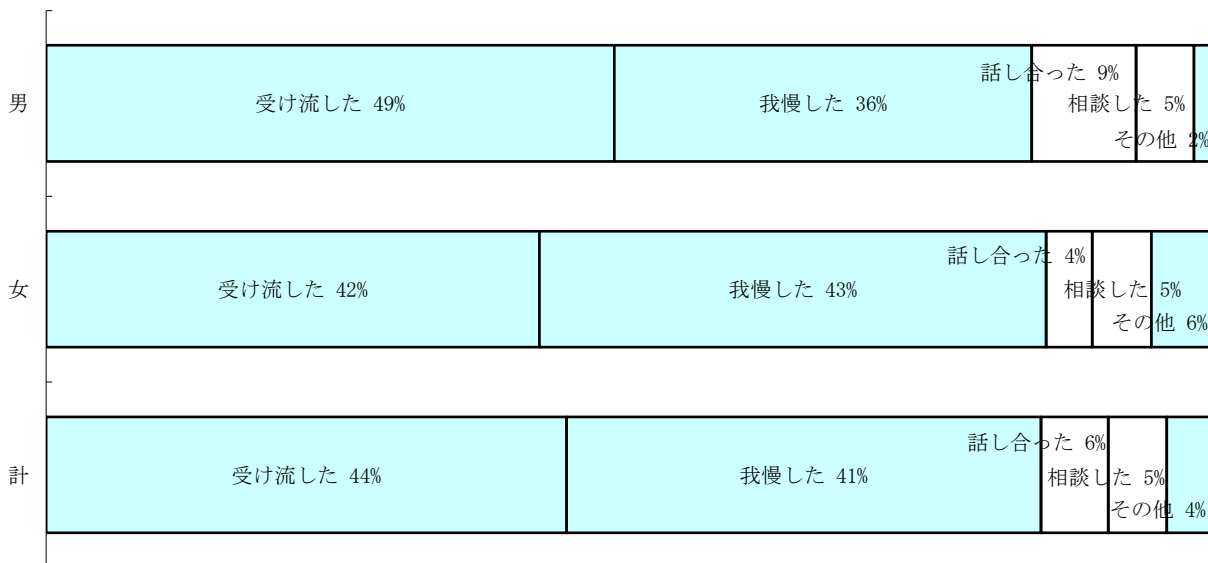
「差別的な扱いや言動を受けたことがある」と答えた人が全体で35%。女性が40%に対し男性が29%で、女性は男性より約1割多くなっています。年代別にみると50歳代が42%、続いて40歳代・20歳代の40%となっています。

また、理由については「容姿」が多く、続いて「女性であること・男性であること」、「学歴・出身校」、「住んでいる場所」の順となっています。

2 あなたの経験等について

問5 ある場合、そのときあなたは、どうしましたか（この欄は○は1つ）

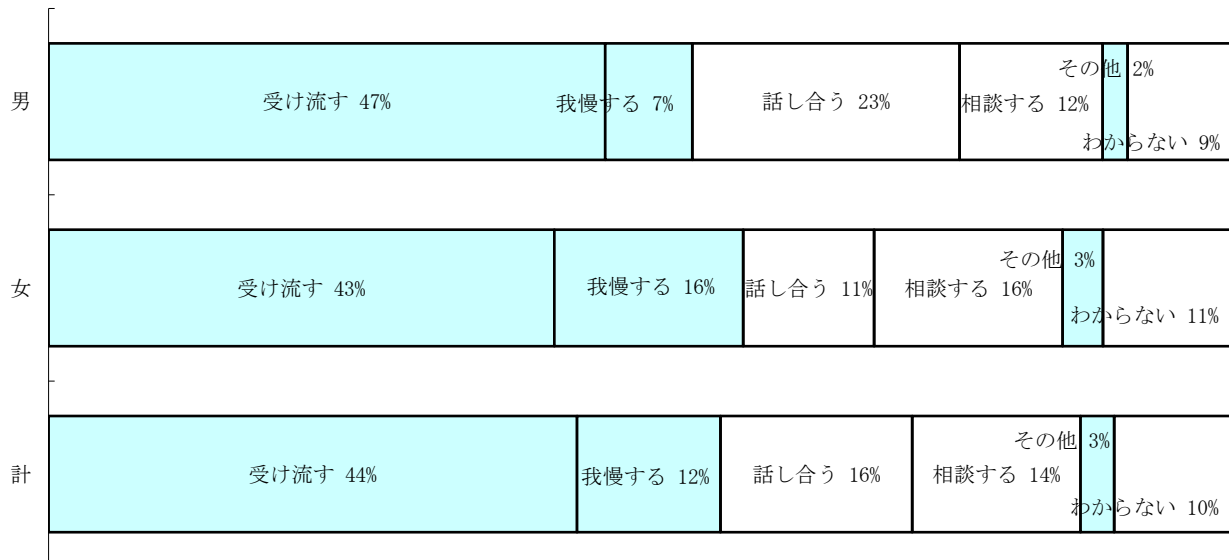
回答者数 279 人



「受け流した」・「我慢した」が全体の85%を占めています。男性と女性では、女性の方が「話し合った」割合は低く、「我慢した」割合が高くなっています。

問6 もし、今後差別的な扱いや言動を受けるようなことがあった場合、あなたは どうしますか。（○は1つ）

回答者数 854 人



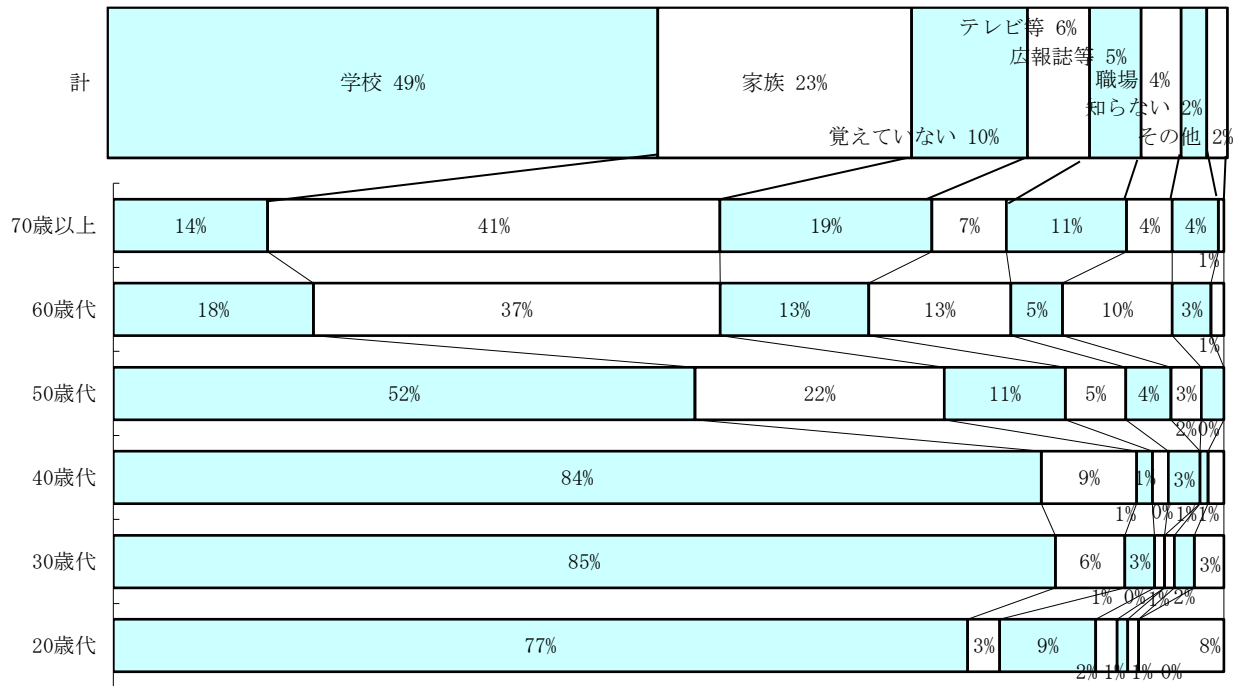
女性は男性より「話し合う」割合は低く、「我慢する」割合が高くなっています。

また、回答者数の違いはありますが、問5の我慢した41%に対し問6の我慢する12%。問5の「話し合った」6%に対し問6の「話し合う」16%と、「我慢する」割合が低くなっており、「話し合う」の割合が高くなっています。

3 同和問題について

問7 あなたが、同和問題について、はじめて知ったきっかけは何ですか。（○は1つ）

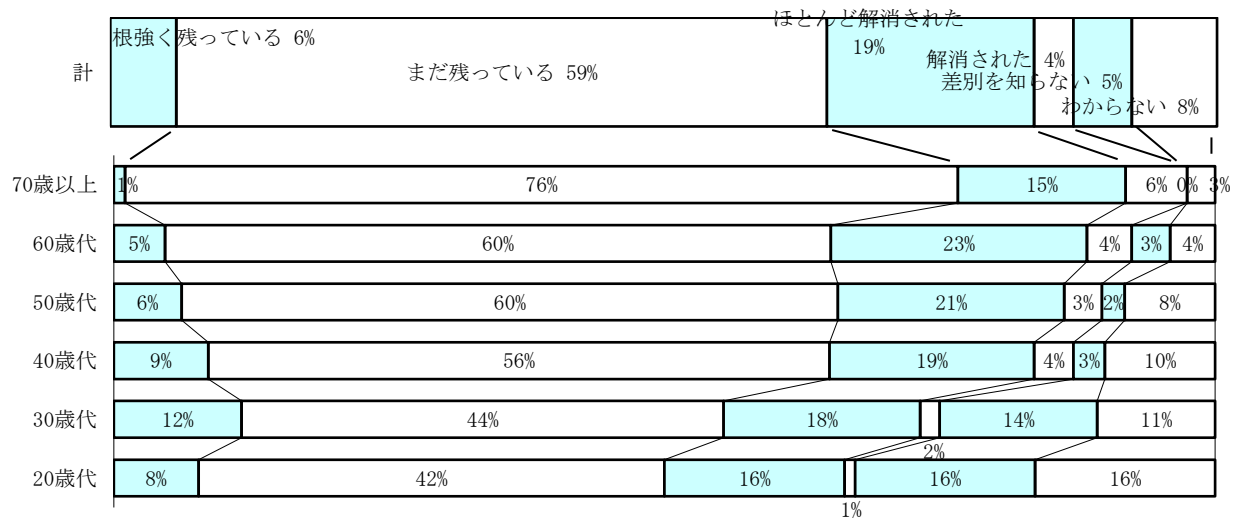
回答者数 869 人



年代が上がるに従い「家族や親戚の人から聞いた」の割合が高くなっています。30歳代まで下がるに従い「学校の授業や友達から聞いた」割合が高くなっています。
20歳代から40歳代では「学校の授業や友達から聞いた」が多く、学校での教育が一定の役割を果たしてきていると思われます。

問8 あなたは、今なお県内でも差別的な電話や発言等がある同和問題について、どのように考えですか。（○は1つ）

回答者数 871 人

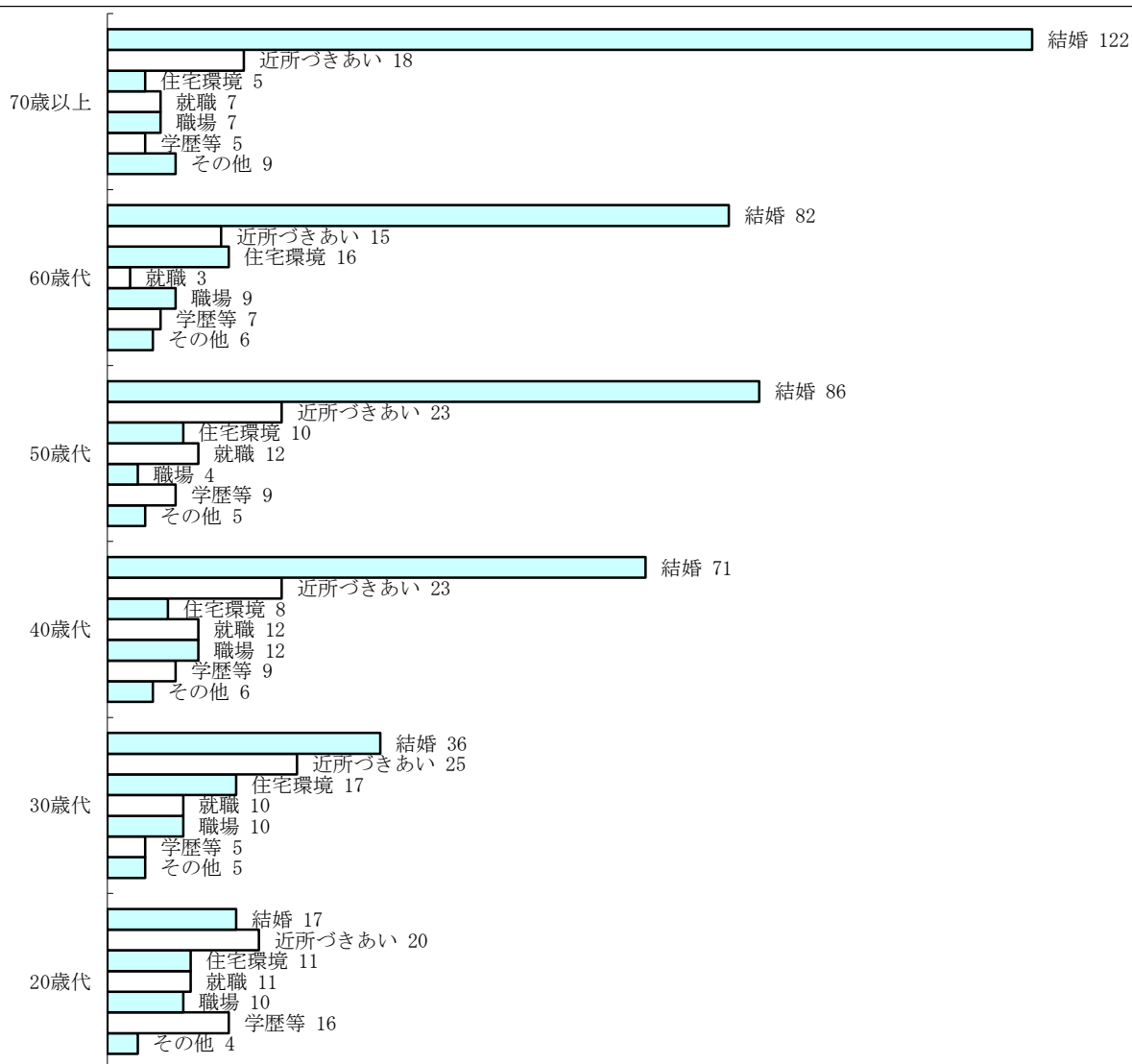
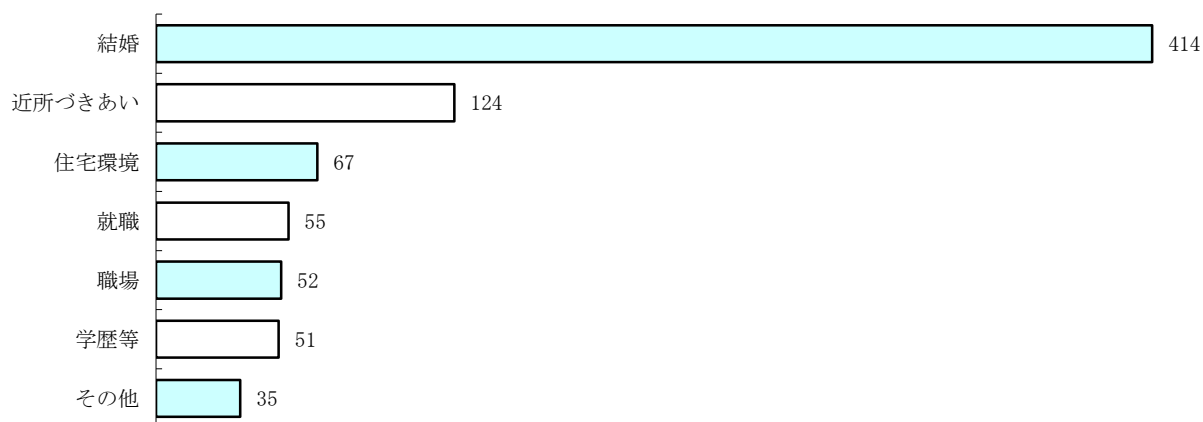


年代が上がるの従い「まだ残っている」の割合が高くなっています。
年代が下がるに従い「差別を知らない」・「わからない」の割合が高くなっています。

3 同和問題について

問8 どのようなことで差別が残っているとお考えですか。（この欄は○はいくつでも）

回答件数 798 件（複数回答）



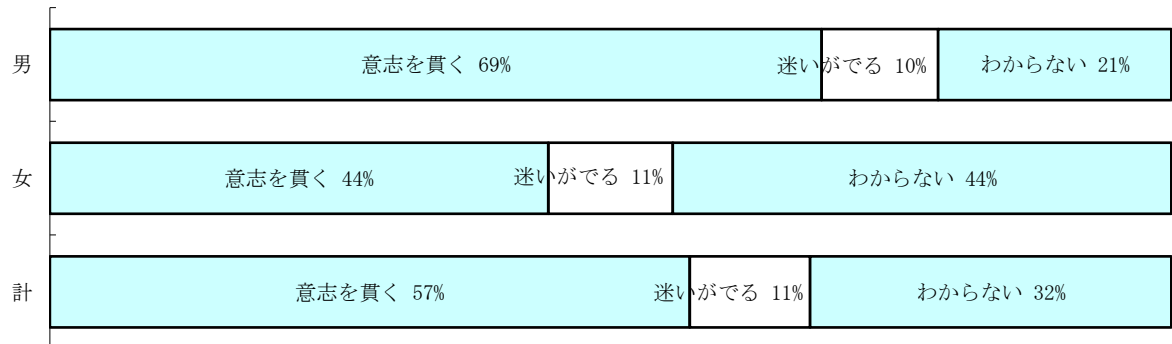
「結婚」について差別が残っていると考えている人が、年代が上がるほど際立って多い傾向となっています。20歳代では「近所づきあい」の20件に対し「結婚」は17件となっています。

3 同和問題について

問10 結婚について（この質問は、未婚の方だけお答えください。）

あなたが、同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から反対されたら、あなたはどのようにしますか。（○は1つ）

回答者数 149 人



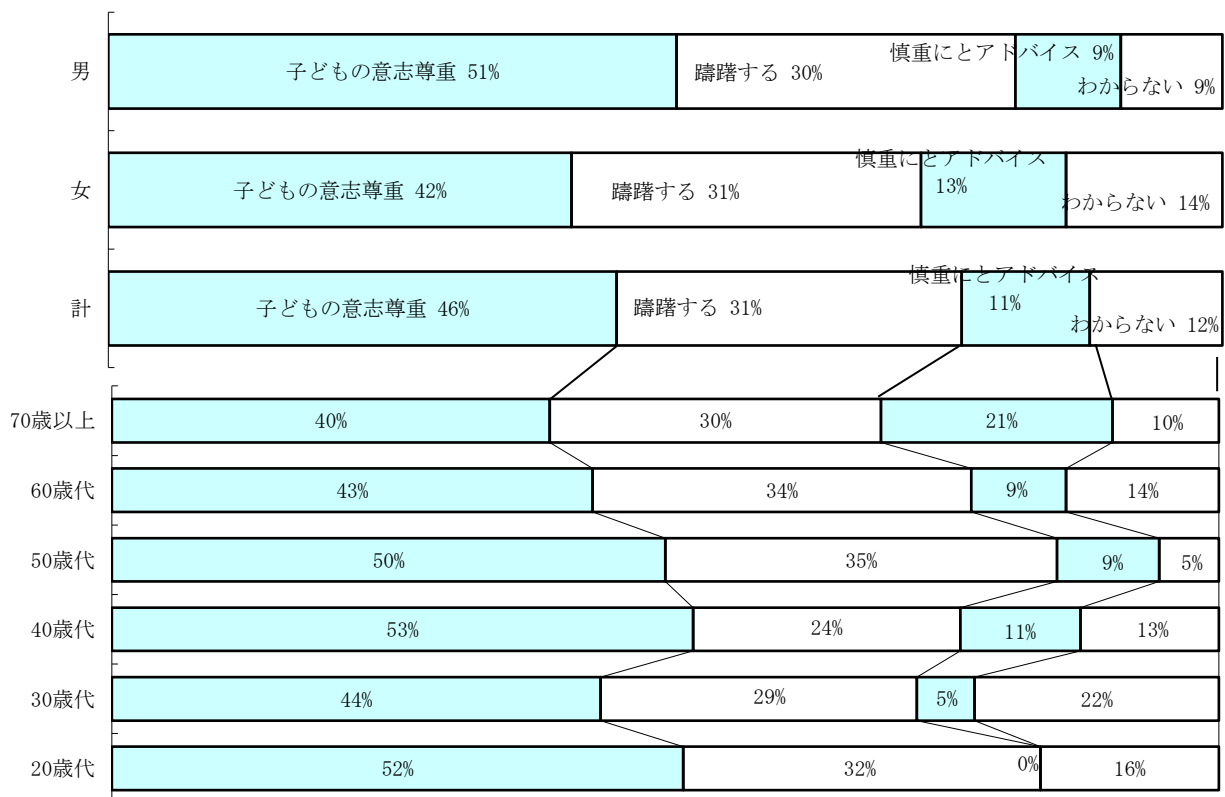
「迷いがでる」が11%あり、10人に1人の割合となっています。

女性の「意志を貫く」は、男性より25%低い割合となっており、その分「わからない」の割合が高くなっています。

問11 結婚について（この質問は、既婚の方だけお答えください）

あなたのお子さんが、結婚しようとする相手が、同和地区の人であった場合、あなたはどのようにしますか。（○は1つ）

回答者数 688 人

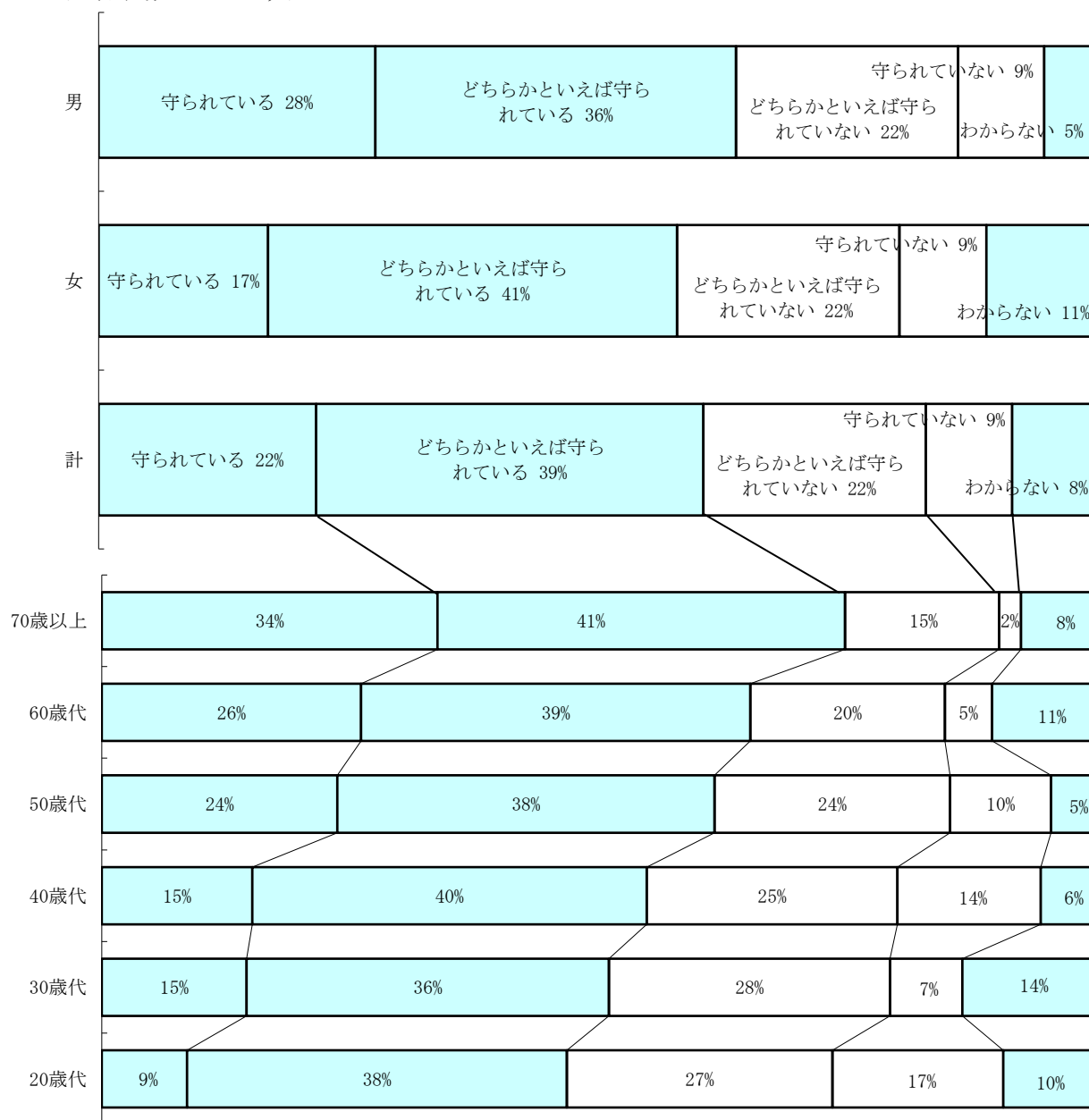


「慎重にとアドバイス」は全体で11%あり、10人に1人の割合となっております。また「躊躇する」を含めると42%になり、「子どもの意志尊重」の46%と同じくらいの割合となっています。

4 子どもの人権について

問13 あなたは、子どもの人権が守られていると思いますか。（○は1つで、3.4の場合欄内もお答えください）

回答者数 853 人



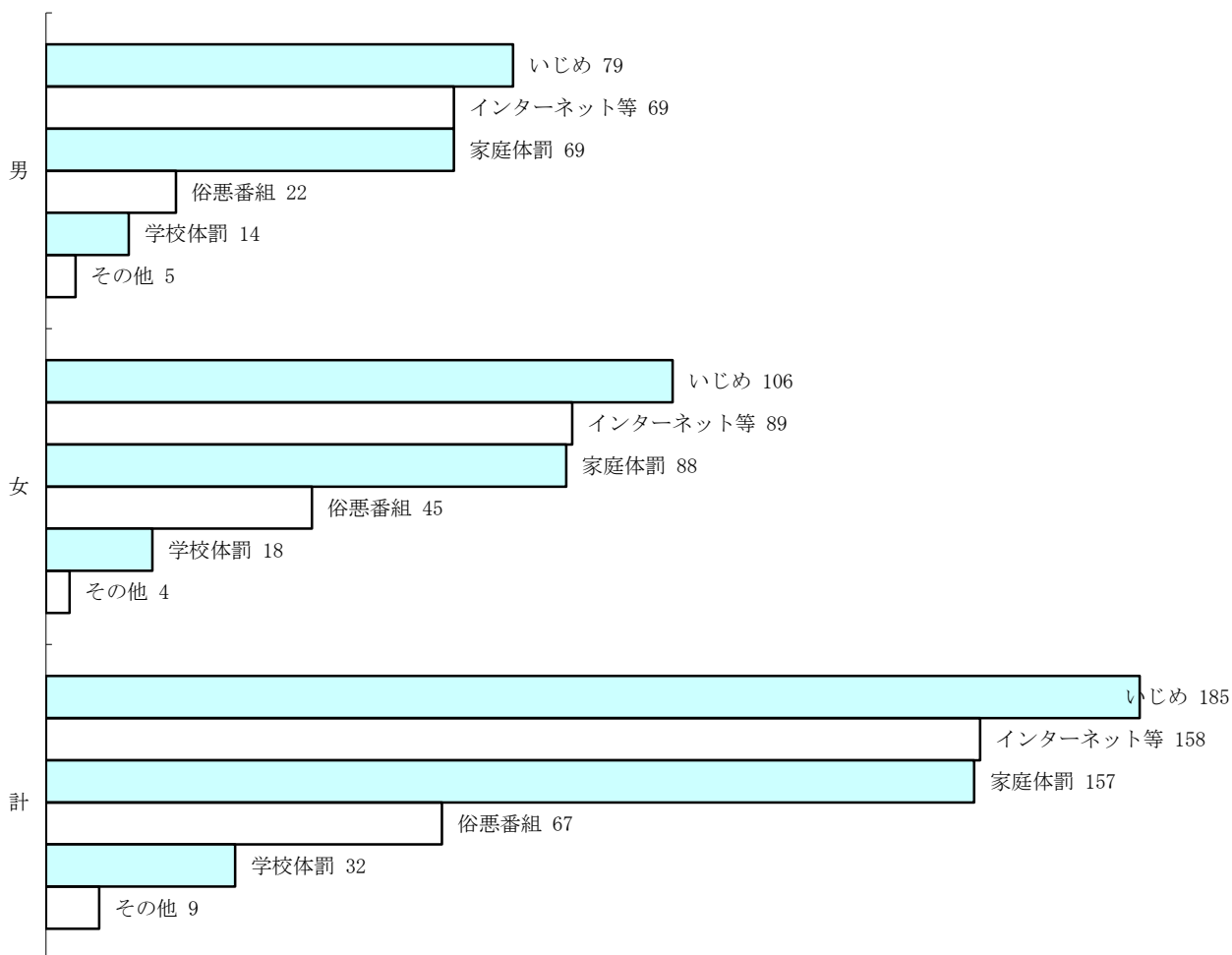
年代が上がるに従い「守られている」的な割合が高く、「守られていない」的な割合が低くなっています。

4 子どもの人権について

問13 あなたは、子どもの人権が守られていると思いますか。（○は1つで、3,4の場合欄内もお答えください）

上記3・4の場合、守られていない理由は何ですか。（この欄は○はいくつでも）

回答件数 608 件（複数回答）



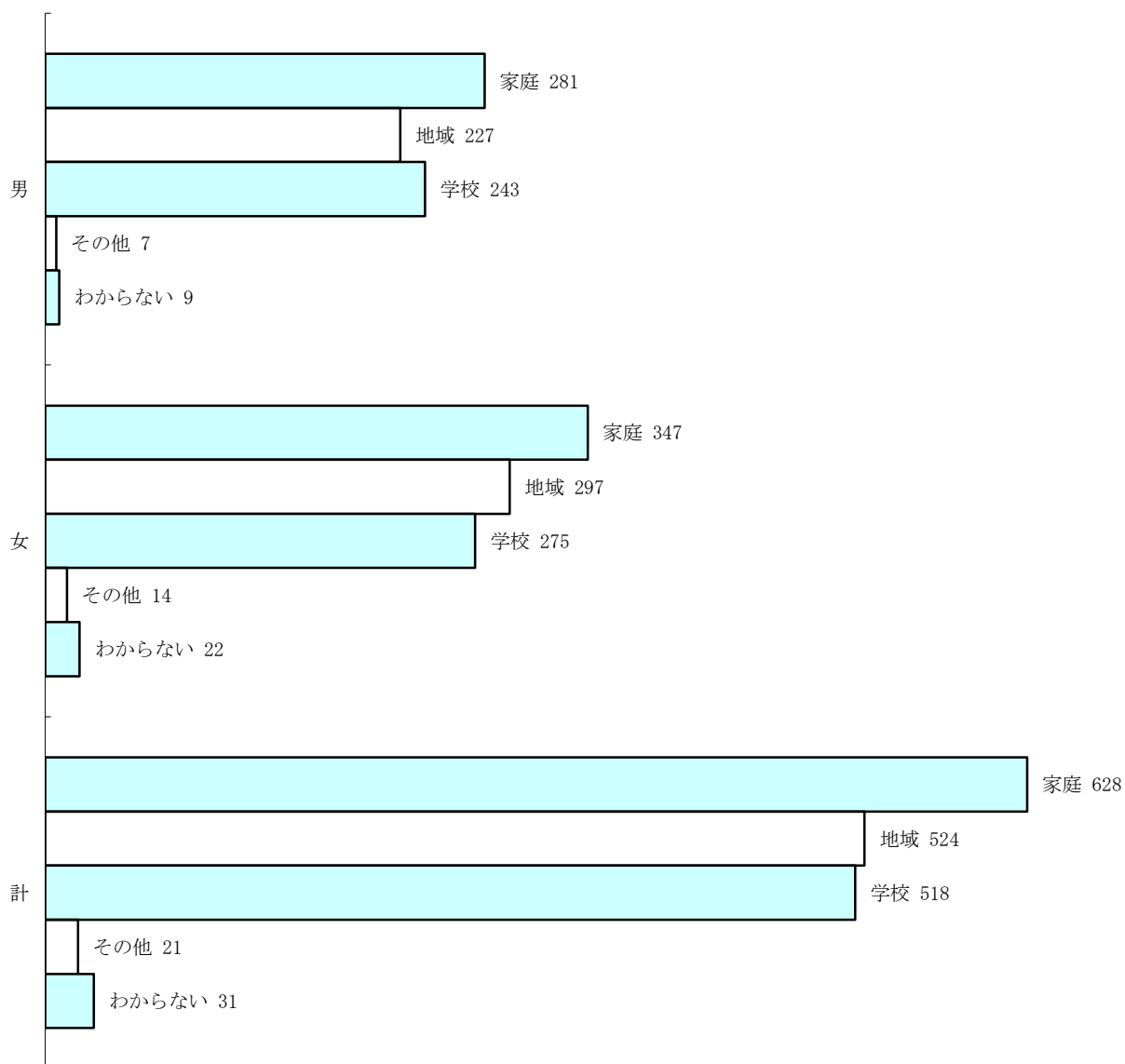
「学校などでのいじめ」が185件、続いて「インターネット・携帯電話・メール」と「家庭での体罰・虐待・育児放棄」が同じくらいの件数となっています。

「インターネット・携帯電話・メール」については、子どもに悪影響を与えているのではないかと考えている保護者も多いのではないかと思います。

4 子どもの人権について

問14 子どもの人権を守るためにどのようなことを大切にするのが良いと思いますか。（〇はいくつでも）

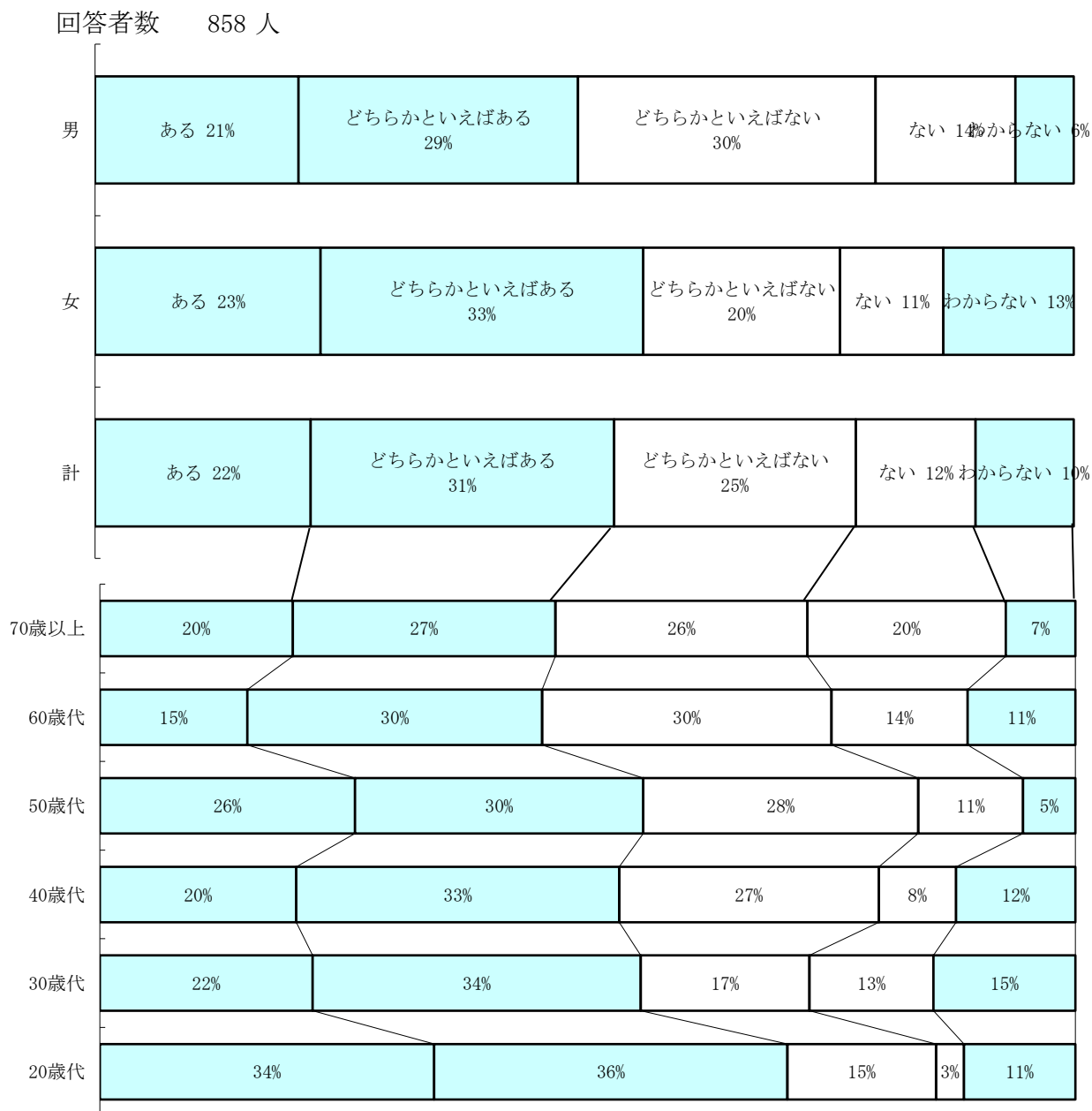
回答件数 1,722 件（複数回答）



「家庭でのしつけ・教育」が628件と多く、続いて「地域社会での取組み」・「学校での教育」の順で大切であると考えている傾向となっています。

5 高齢者の人権について

問15 あなたは、社会で高齢者に対する差別・偏見があると思いますか。
(○は1つで、1・2の場合は欄内もお答えください)



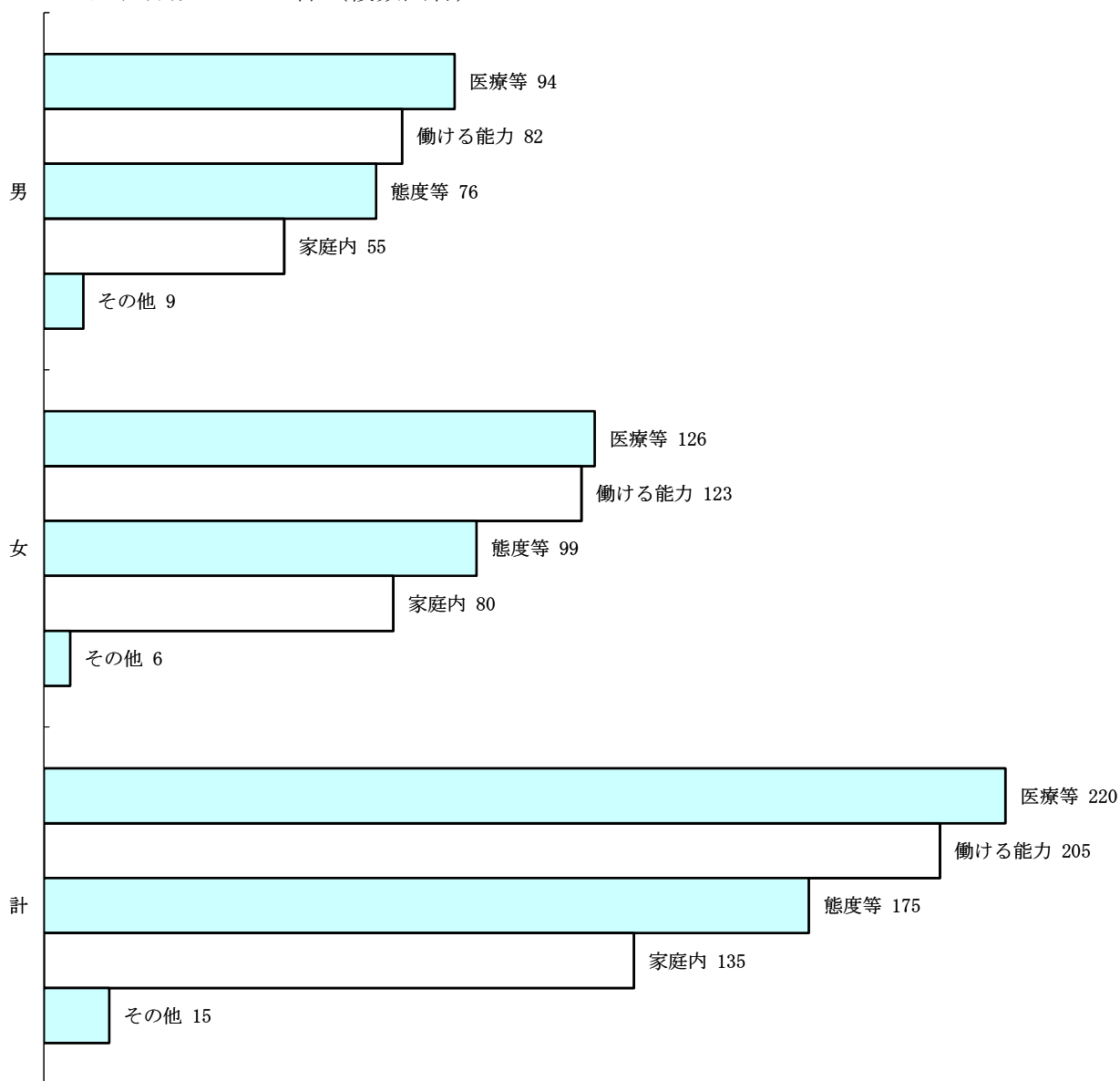
「あると思う」「どちらかといえばあると思う」を合わせると53%になり、約半数となっています。

年代が下がるに従い、その割合が高い傾向にあり、20歳代では、70%と高くなっています。若い世代ほど高齢者が暮らしやすい社会づくりが必要ではないかと考えている面もあるのではないかと思います。

5 高齢者の人権について

問15 上記1・2の場合、理由は何ですか。（この欄は○はいくつでも）
（「あると思う」・「どちらかといえばあると思う」の理由）

回答件数 750 件（複数回答）

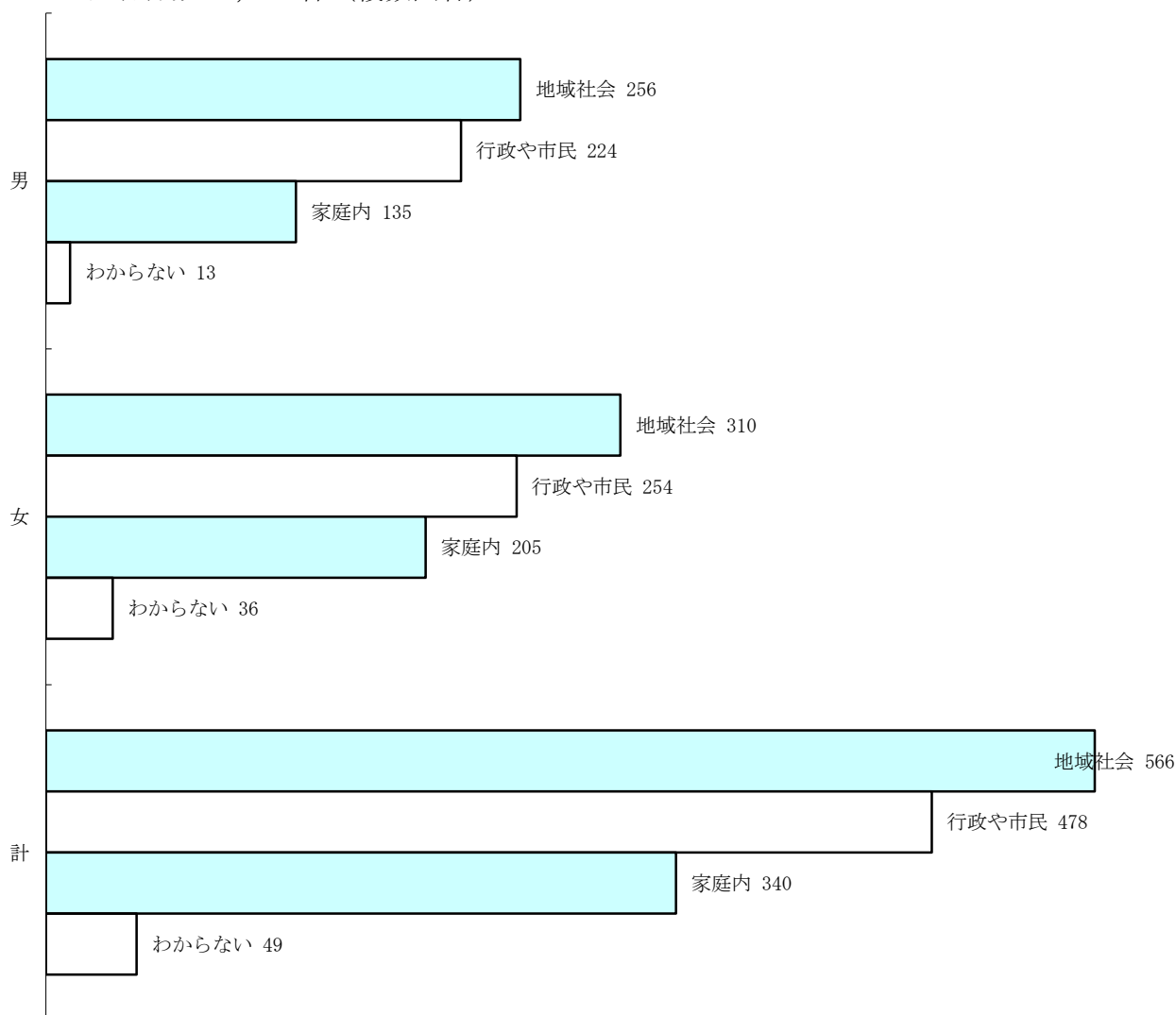


「医療や福祉の面で」が220件。続いて「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」の205件となっています。高齢者医療等の面や勤労意欲が満たされていないと思っている人が多い傾向となっています。

5 高齢者の人権について

問16 あなたは、高齢者の人権が守られる社会づくりのために何が必要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

回答件数 1,433 件（複数回答）

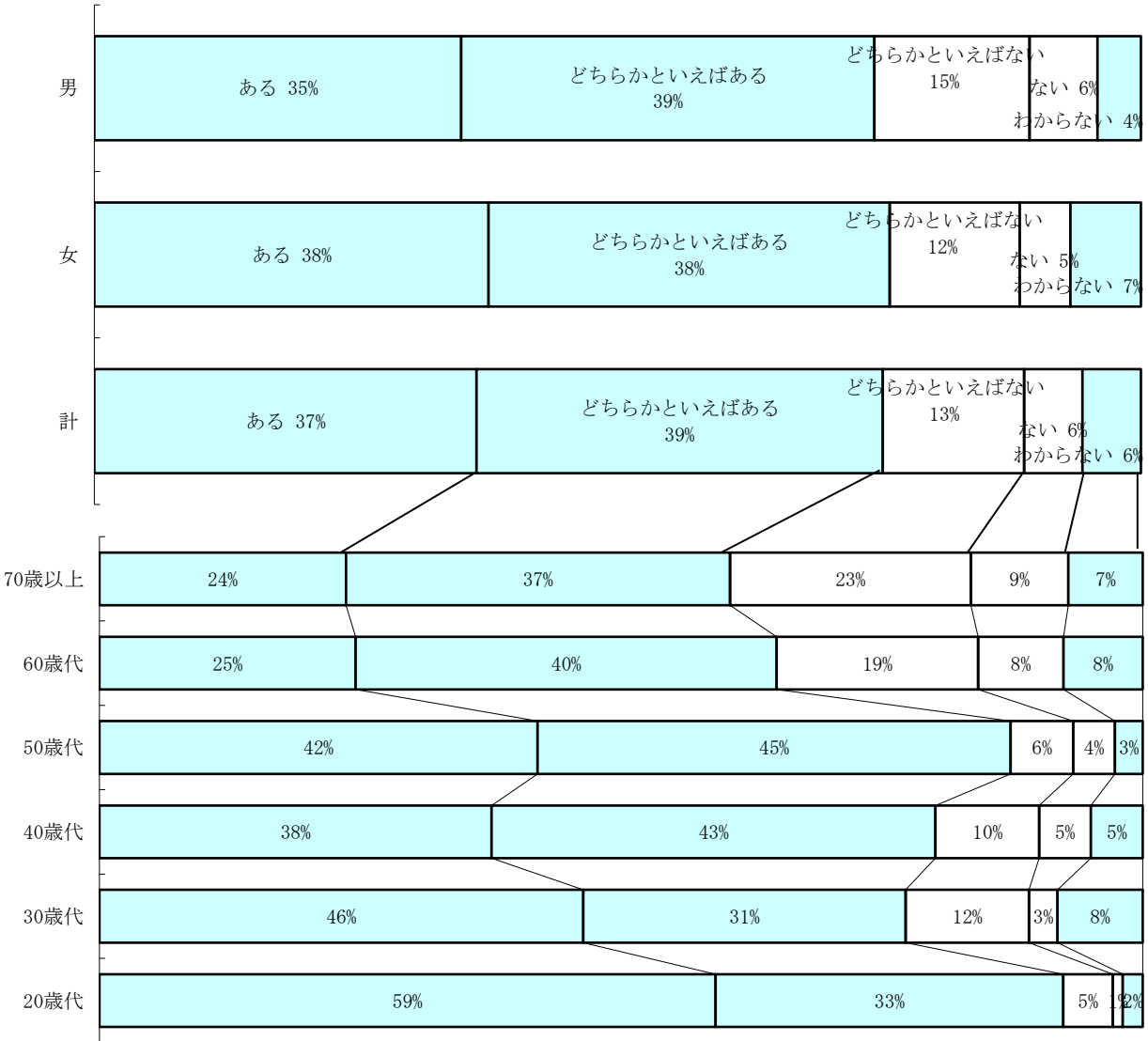


「地域社会（ご近所づきあい等）での人間関係をうまくすること」が566件と多く、続いて「行政や市民1人ひとりが人権のまちづくりに向け努力すること」の478件となっています。高齢者が暮らしやすい地域社会づくりが必要と思っている人が多い傾向となっています。

6 障害のある人の人権について

問17 あなたは、社会で障害のある人に対する差別・偏見があると思いますか。
(○は1つで、1・2の場合は欄内もお答えください)

回答者数 860 人



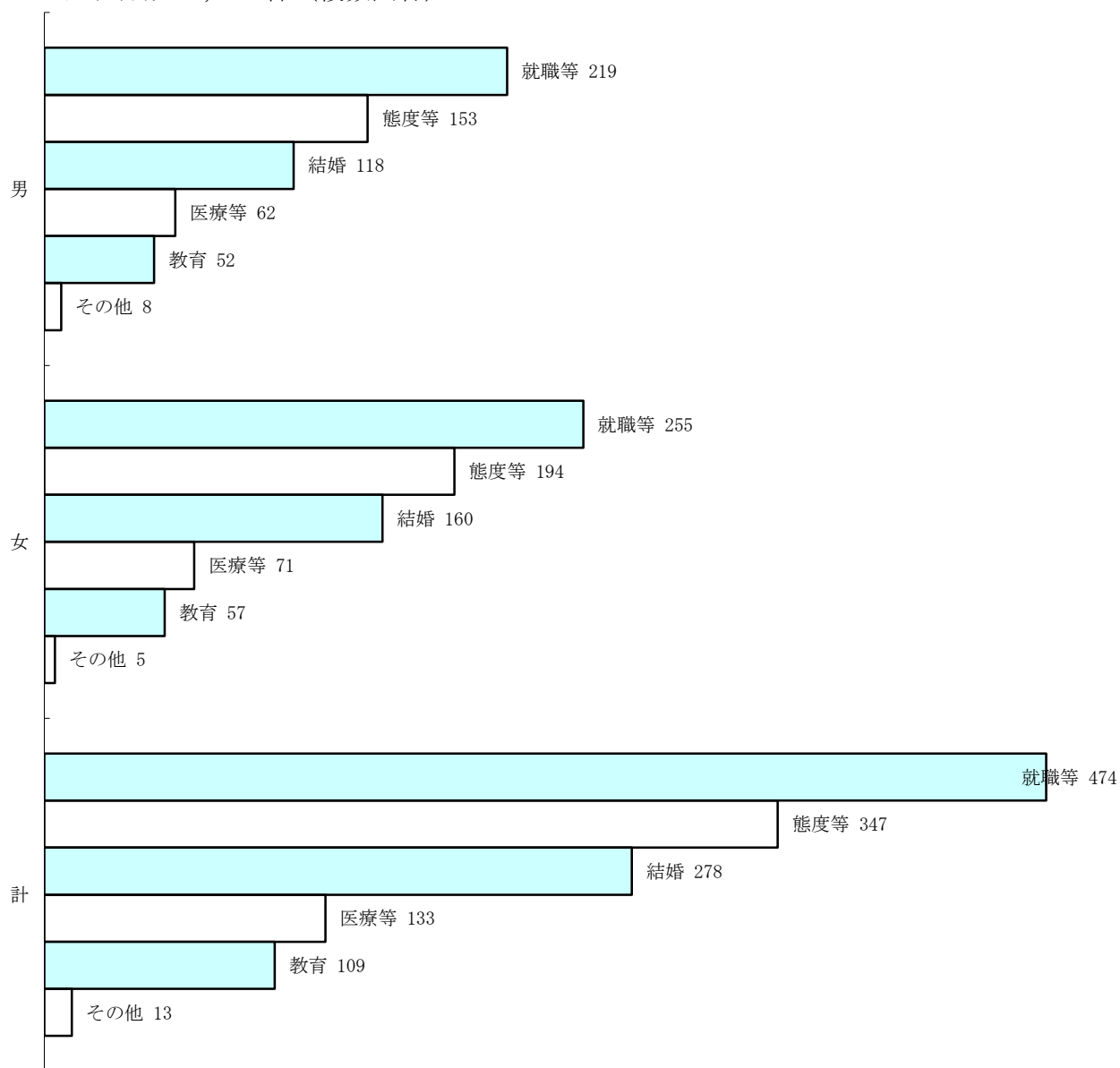
「あると思う」「どちらかといえばあると思う」を合わせると76%になり、10人に7人～8人の割合となっています。

20歳代のその割合は、92%と高くなっており、続いて50歳代の87%となっています。
障害のある人に対する理解認識不足もその要因となっているのではないかと思います。

6 障害のある人の人権について

問17 上記1・2の場合、理由は何ですか。（この欄は○はいくつでも）
（「あると思う」・「どちらかといえばあると思う」の理由）

回答件数 1,354 件（複数回答）



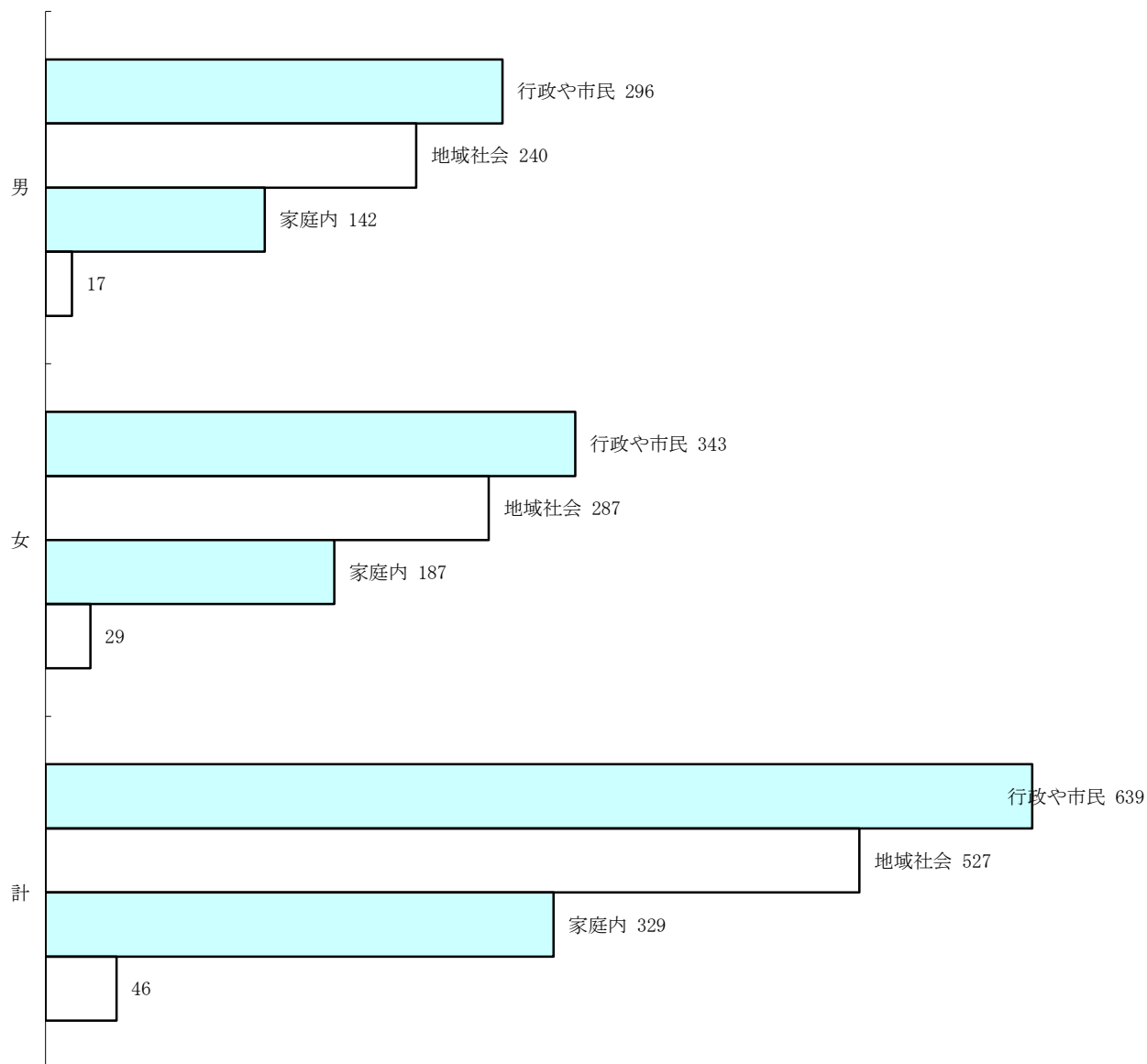
「採用・就職・職場で」が474件と多く、続いて「日常的な態度・言葉・交際など」の347件となっています。

職場等での偏見や日常生活での偏見をあげている人が多い傾向となっています。

6 障害のある人の人権について

問18 あなたは、障害のある人の人権が守られる社会づくりのために何が必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

回答件数 1,541 件（複数回答）

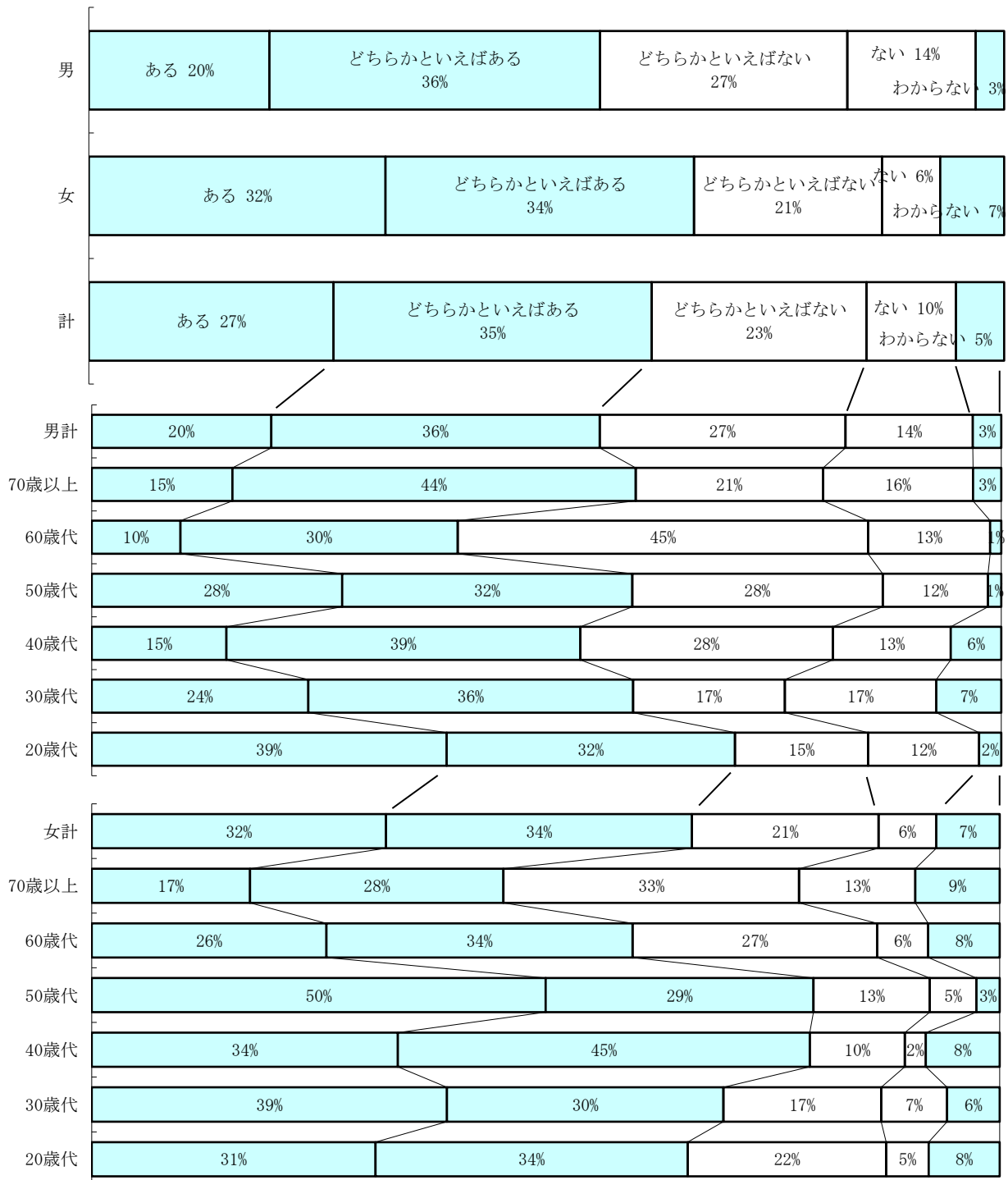


「行政や市民1人ひとりが人権のまちづくりに向け努力すること」が639件と多く、続いて「地域社会（ご近所づきあい等）での人間関係をうまくすること」の527件となっています。行政・市民1人ひとり・地域社会での取り組みが必要であるとの傾向となっています。

7 女性の人権（男女共同参画）について

問19 あなたは、男女差別があると思いますか。（○は1つで、1・2の場合は欄内もお答えください）

回答者数 857 人



「あると思う」「どちらかといえばあると思う」を合わせると62%になり、10人に6人の割合となっています。男性が56%・女性は66%で女性は男性より1割多い結果となっています。

年代別では、その割合は男性60歳代40%・女性70歳以上45%が低く、逆に男性20歳代71%・女性50歳代79%が高くなっています。

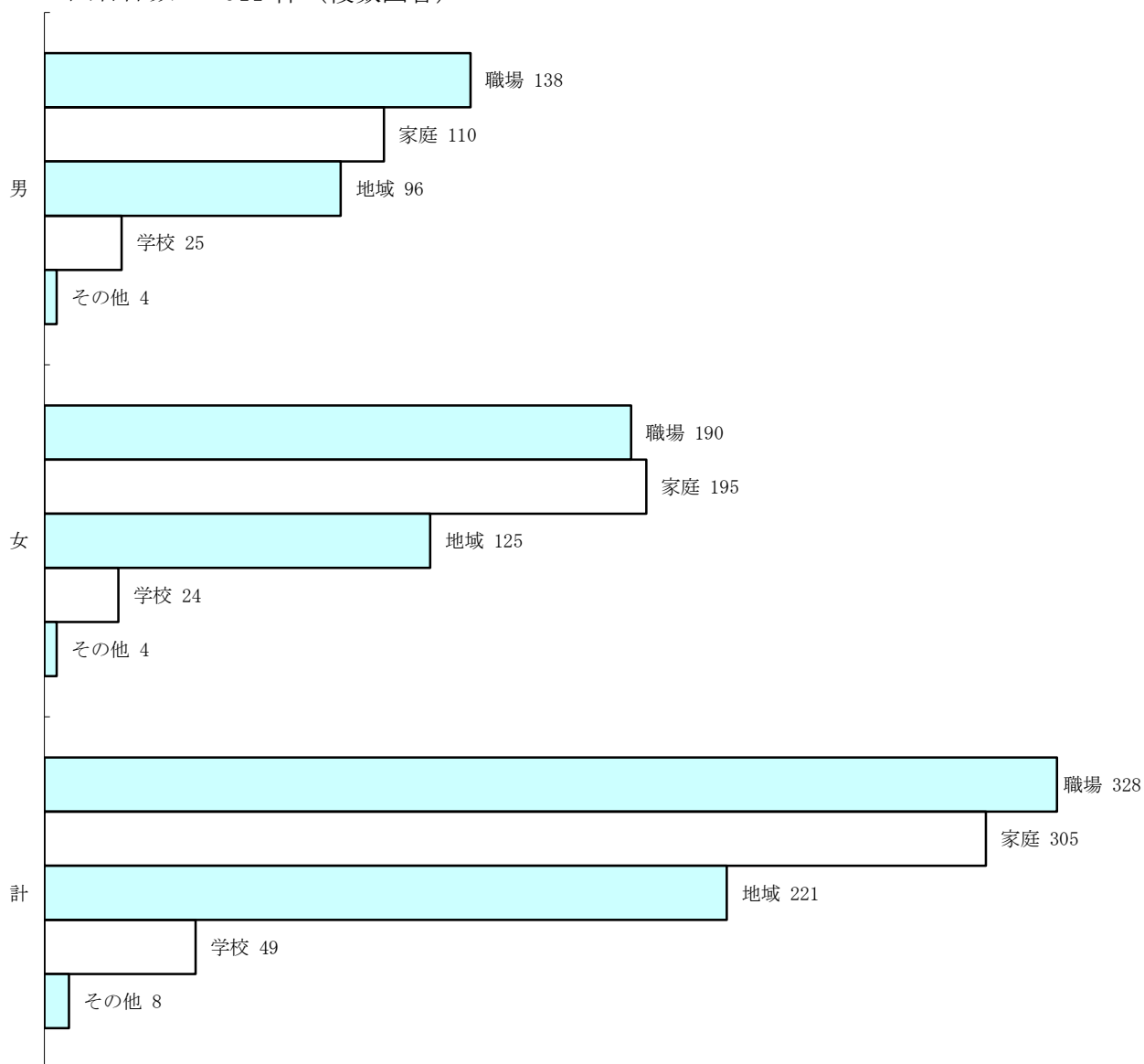
女性50歳代では10人に8人が「あると思う」「どちらかといえばあると思う」と思っている結果となっています。

7 女性の人権（男女共同参画）について

問19 あなたは、男女差別があると思いますか。（○は1つで、1・2の場合は欄内もお答えください）

上記1・2の場合、理由は何ですか。（この欄は○はいくつでも）

回答件数 911 件（複数回答）



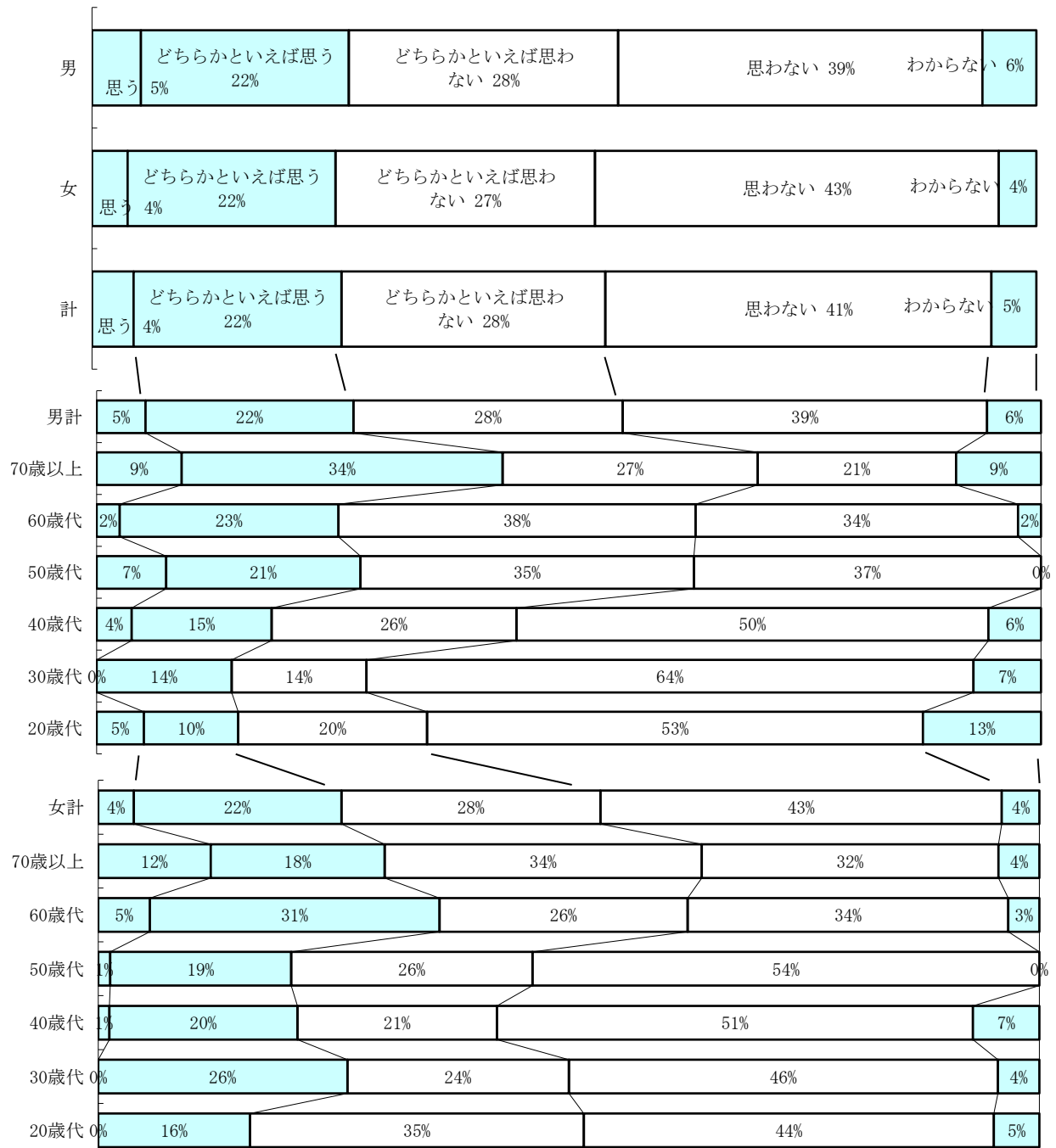
「職場で」328件が多く、続いて「家庭で（仕事分担・家計など）」305件となっています。

男性は「職場で」が多いですが、女性は「家庭で（仕事分担・家計など）」が僅かですが、「職場で」を上回っており、男性と女性では意識の差があるのではないかと思います。

7 女性の人権（男女共同参画）について

問20 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思いますか。（○は1つ）

回答者数 863 人



「どちらかといえばそう思わない」「思わない」を合わせると69%になり、10人に7人の割合となっています。

年代別では、その割合は男性70歳以上48%・女性60歳代60%が低く、その逆に男性30歳代78%・女性20歳代79%が高くなっています。

女性20歳代では、10人に8人が「どちらかといえばそう思わない」「思わない」と思っている結果となっています。

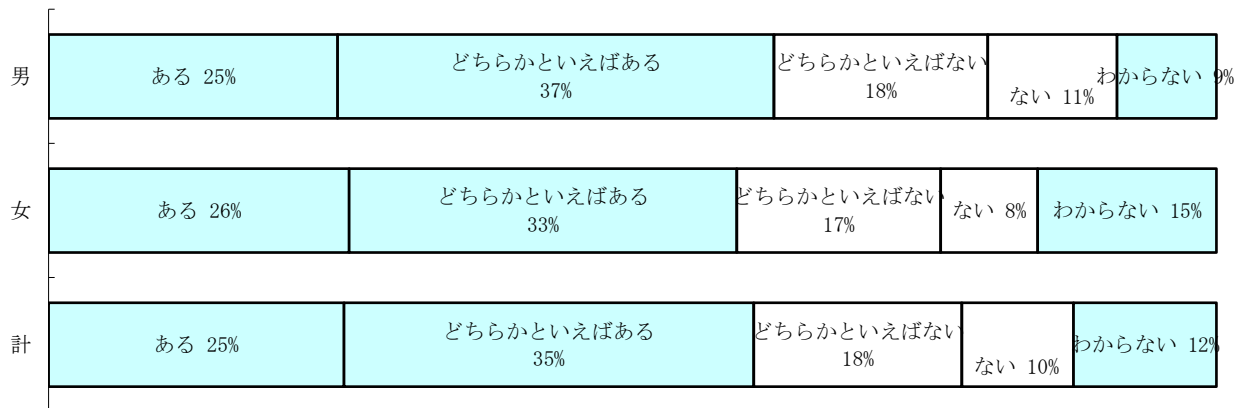
また、男性70歳以上の「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそのとおりだと思う」を合わせると、43%になり、10人に約4人の割合となっています。

性別・年代別で意識の差があらわれた結果となっています。

8 外国人の人権について

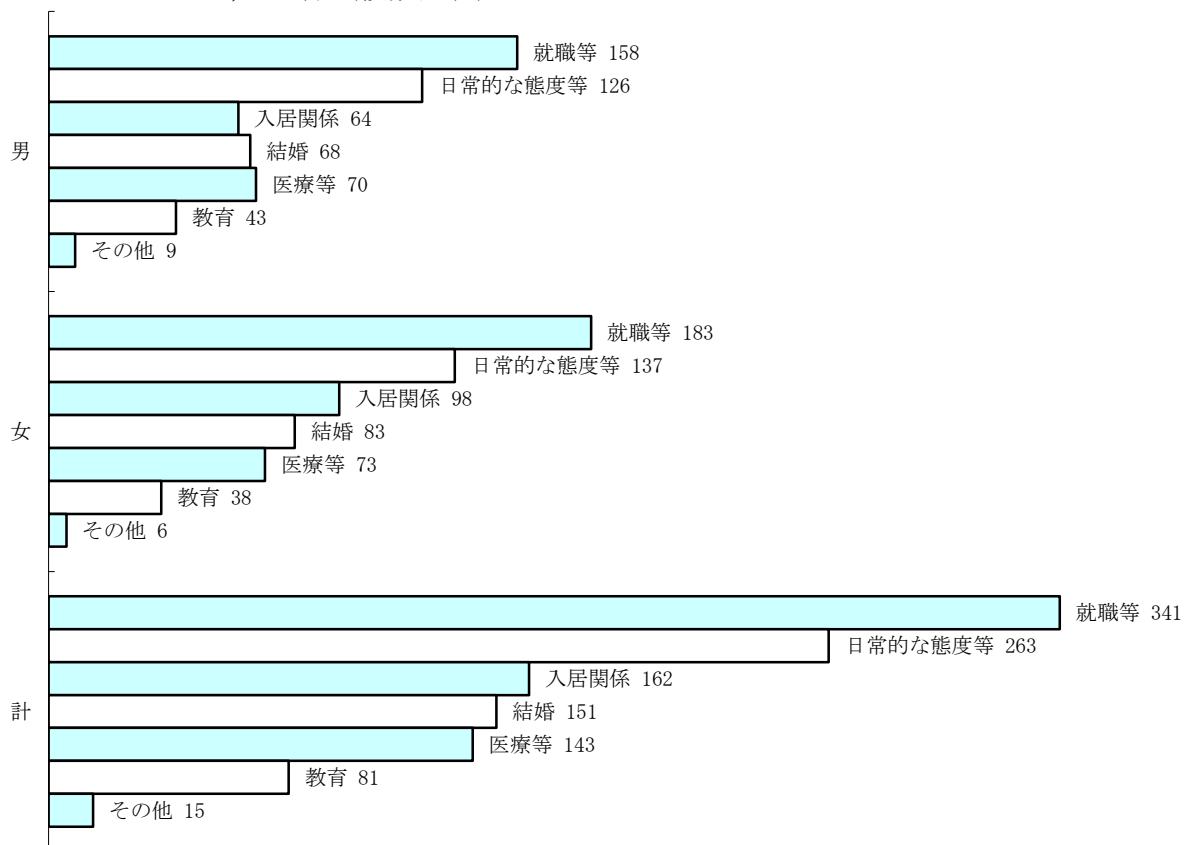
問21 あなたは、日本に居住している外国人に対する差別・偏見があると思いますか。
(○は1つで、1・2の場合は欄内もお答えください)

回答者数 858 人



問21 上記1・2の場合、理由は何ですか。(この欄は○はいくつでも)
(「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の理由)

回答件数 1,156 件 (複数回答)



「あると思う」「どちらかといえばあると思う」を合わせると60%になり、10人に6人の割合となっています。

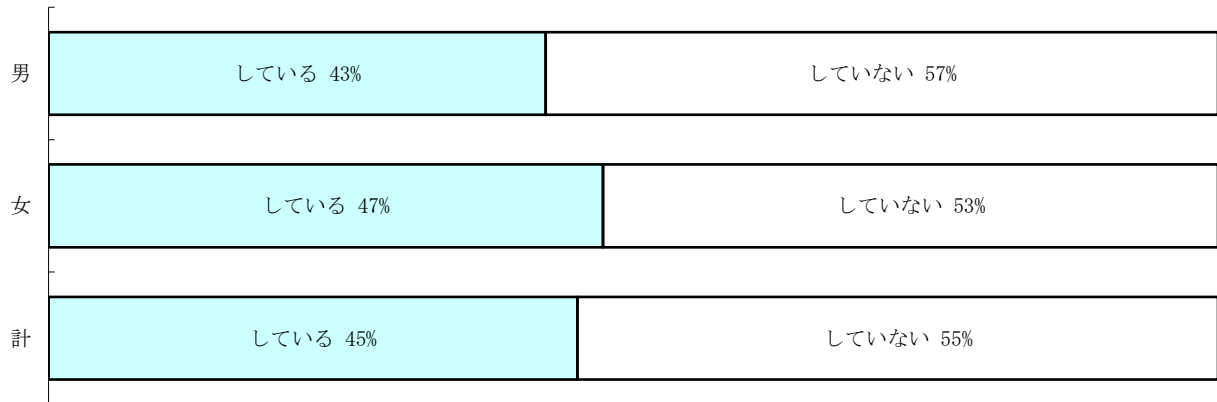
理由別では「就職や職場での待遇などで」341件が多く、続いて「日常的な態度・言葉・交際などで」263件となっています。

外国人の生活文化の違いに戸惑っている市民も多いのではないかと思います。また、職場等の待遇を気にしている市民も多いのではないかと思います。

9 インターネットによる人権侵害について

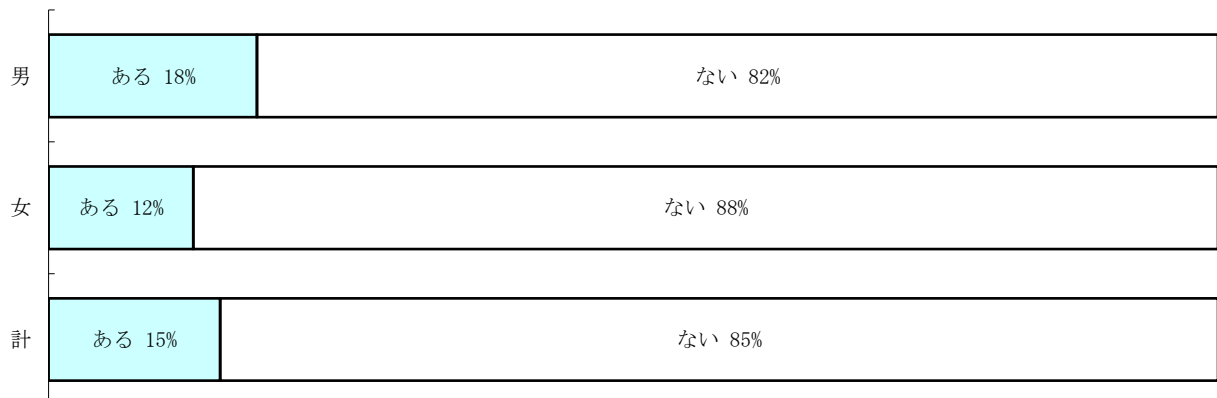
問22 あなた又はあなたのご家族で、携帯電話又はパソコンでメールやホームページの閲覧をされていますか。（どちらかに○で、している場合は欄内もお答えください）

回答者数 836 人

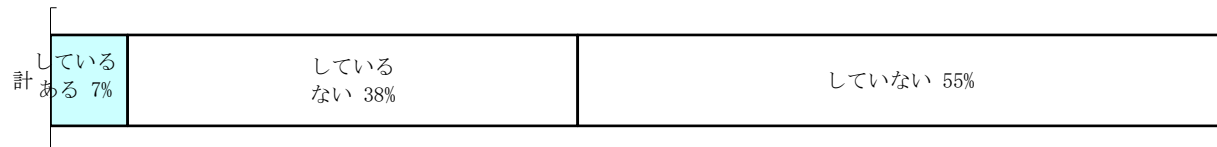


問22 している場合、不愉快なメールが送られてきたり、あなたや家族のことを誹謗中傷した内容のホームページを見たことがありますか。〈一斉配信的な迷惑メールは除きます。〉（どちらかに○）

回答者数 375 人



問22 「している ある」・「している ない」・「していない」の割合



本人又はご家族に対しての設問により、45%の世帯は携帯電話又はパソコンを利用している結果となっています。

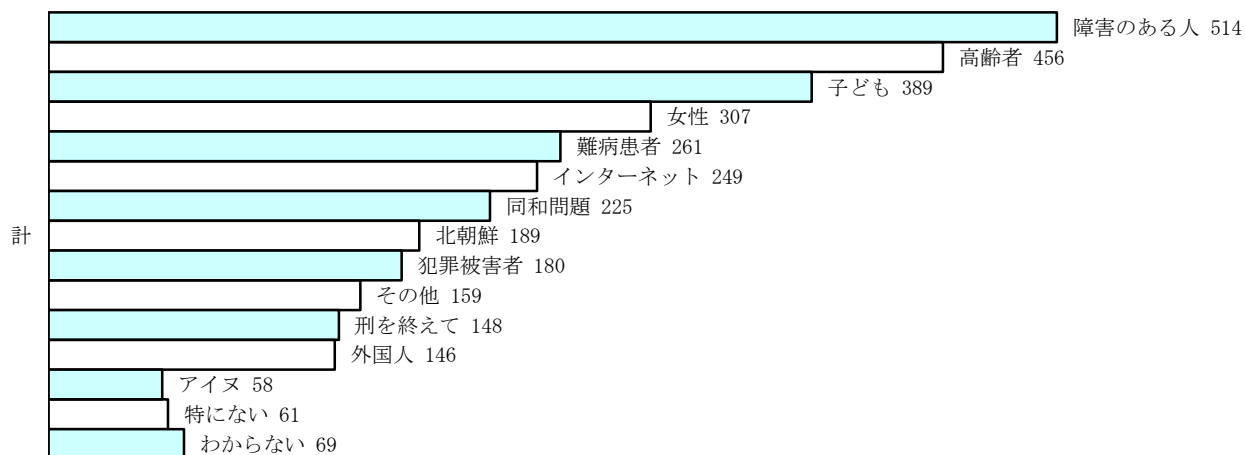
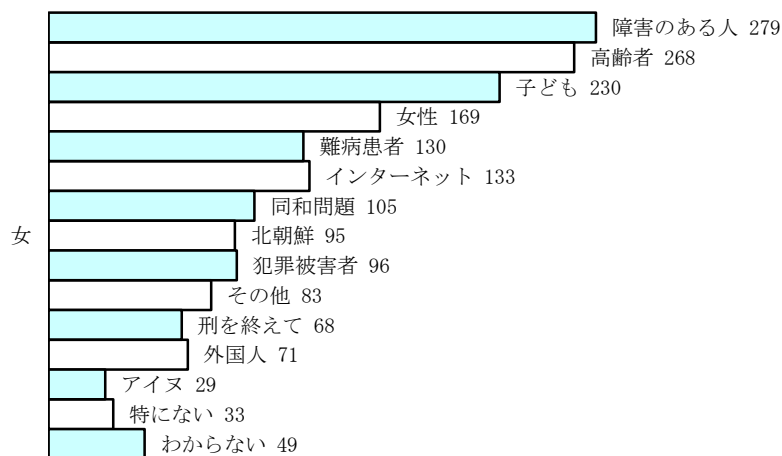
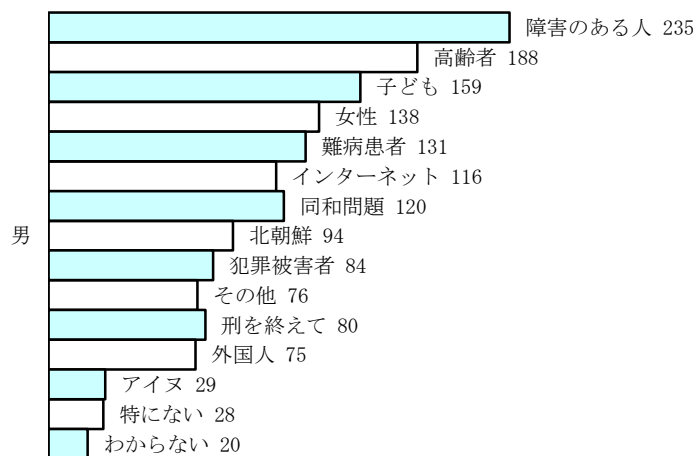
「している」と回答した375人のうち15%の55人が実際に、不愉快なメール等が送られてきたことがあると回答しています。また、全体に占める割合は7%になります。

20歳以上の市民約2万人の7%は1,400人（参考数値）になります。数値的な精度の関係はありますが、多くの市民がメール・インターネットにより差別・偏見を受けているのではないかと考えられます。

12 今後の取組みについて

問27 あなたは、様々な人権問題の中で、市が積極的に取り組む必要があると思うものをすべてあげてください。（〇はいくつでも）

回答件数 3,411 件（複数回答）

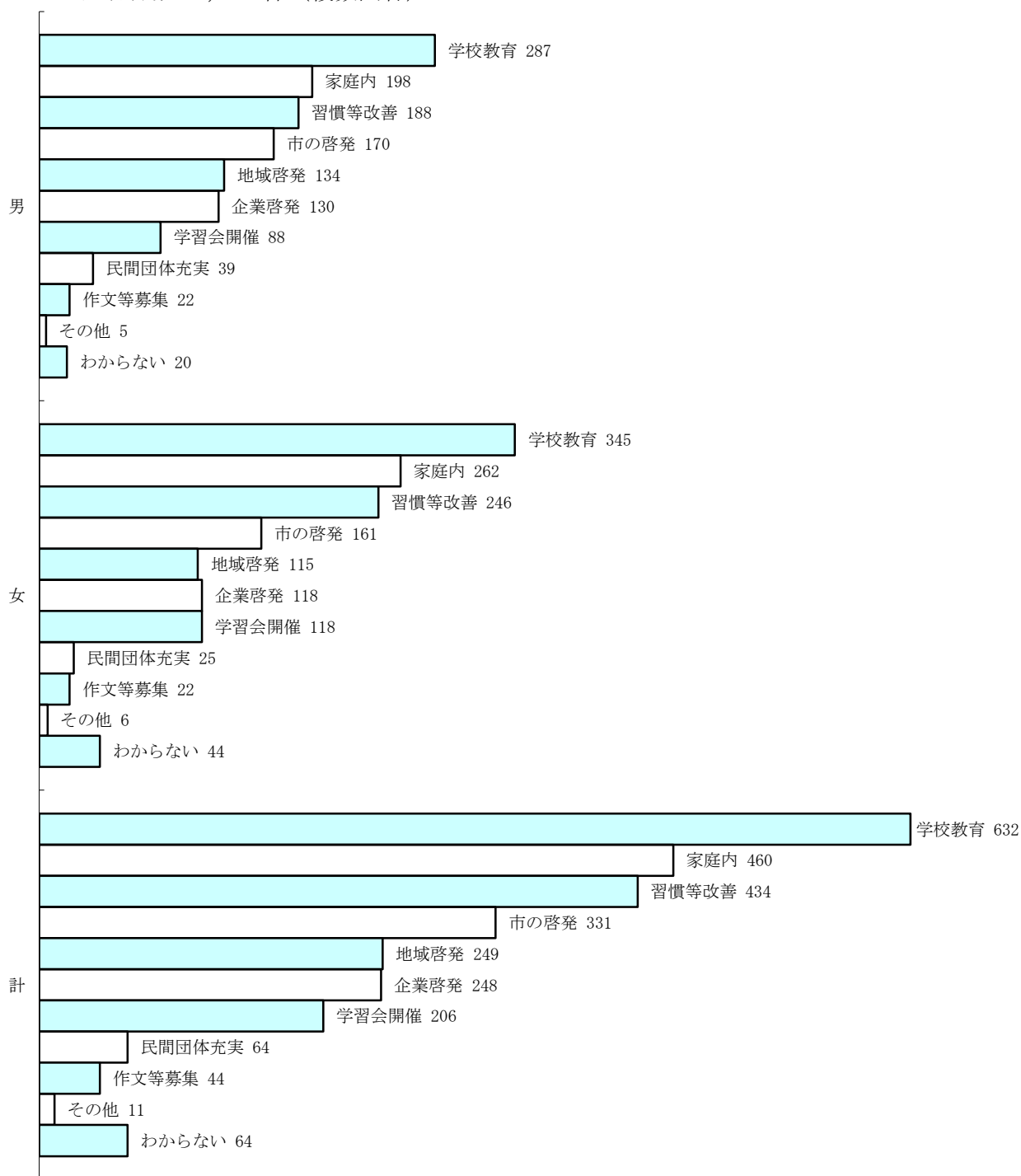


「障害のある人の人権」「高齢者の人権」「子どもの人権」・・・の順となっています。

12 今後の取組みについて

問28 人権問題について理解を深め人権意識を高めていくためには、今後どのような取組みが必要だとお考えですか。（〇は5つまで）

回答件数 2,743 件（複数回答）



「学校教育の中で取組んでいく」が最も多く、学校教育への期待が大きいのと思われます。続いて「家庭の中で取組んでいく」「習慣や社会の仕組みを改善していく」の順となっています。

発 行 飯山市 平成 2 4 年 3 月
総務部 人権政策課 人権同和係
飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1 T E L 0269-62-3111